

有価証券報告書

平成28年度 自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

株式会社**商船三井**

本店 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(E04236)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	15
第2 事業の状況	16
1. 業績等の概要	16
2. 生産、受注及び販売の状況	19
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	20
4. 事業等のリスク	22
5. 経営上の重要な契約等	24
6. 研究開発活動	25
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	26
第3 設備の状況	27
1. 設備投資等の概要	27
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	30
第4 提出会社の状況	31
1. 株式等の状況	31
(1) 株式の総数等	31
(2) 新株予約権等の状況	32
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	79
(4) ライツプランの内容	79
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	79
(6) 所有者別状況	80
(7) 大株主の状況	80
(8) 議決権の状況	83
(9) ストックオプション制度の内容	84
2. 自己株式の取得等の状況	96
3. 配当政策	97
4. 株価の推移	97
5. 役員の状況	98
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	101
第5 経理の状況	113
1. 連結財務諸表等	114
(1) 連結財務諸表	114
(2) その他	173
2. 財務諸表等	174
(1) 財務諸表	174
(2) 主な資産及び負債の内容	196
(3) その他	196
第6 提出会社の株式事務の概要	197
第7 提出会社の参考情報	198
1. 提出会社の親会社等の情報	198
2. その他の参考情報	198
第二部 提出会社の保証会社等の情報	199
[内部統制報告書]	
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月27日
【事業年度】	平成28年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 池田 潤一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03) 3587-7026 (代表) (03) 3587-7041 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 武田 俊明、経理部長 三谷 亮司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	(03) 3587-7026 (代表) (03) 3587-7041 (代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 武田 俊明、経理部長 三谷 亮司
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社 商船三井 関西支店 (大阪市北区中之島三丁目3番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	1,509,194	1,729,452	1,817,069	1,712,222	1,504,373
経常利益 又は経常損失(△) (百万円)	△28,568	54,985	51,330	36,267	25,426
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (百万円)	△178,846	57,393	42,356	△170,447	5,257
包括利益 (百万円)	△92,544	154,454	122,990	△231,698	41,952
純資産額 (百万円)	619,492	783,549	892,435	646,924	683,621
総資産額 (百万円)	2,164,611	2,364,695	2,624,049	2,219,587	2,217,528
1株当たり純資産額 (円)	447.76	567.90	654.26	452.28	478.23
1株当たり当期純利益金額 又は1株当たり当期純損失 金額(△) (円)	△149.57	47.99	35.42	△142.50	4.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	47.97	32.98	—	4.06
自己資本比率 (%)	24.74	28.72	29.82	24.37	25.79
自己資本利益率 (%)	△30.50	9.45	5.80	△25.76	0.94
株価収益率 (倍)	—	8.38	11.52	—	79.55
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	78,955	94,255	92,494	209,189	17,623
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△104,240	△119,870	△159,150	△26,681	△73,941
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	138,767	△7,093	6,511	△148,735	87,129
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	200,636	180,125	128,801	159,449	186,844
従業員数 (人)	9,465	10,289	10,508	10,500	10,794
(外、平均臨時雇用者数)	(2,271)	(2,204)	(2,174)	(2,181)	(2,235)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年度及び平成27年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 平成24年度及び平成27年度の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算年月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月	平成29年 3月
売上高 (百万円)	1,122,171	1,230,658	1,275,969	1,200,518	1,052,200
経常利益 又は経常損失(△) (百万円)	△25,098	33,483	23,929	5,691	13,119
当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	△171,474	60,620	17,883	△193,748	△9,950
資本金 (百万円)	65,400	65,400	65,400	65,400	65,400
発行済株式総数 (株)	1,206,286,115	1,206,286,115	1,206,286,115	1,206,286,115	1,206,286,115
純資産額 (百万円)	390,269	455,597	467,309	244,572	236,370
総資産額 (百万円)	1,005,637	1,039,183	1,101,677	959,570	1,055,752
1株当たり純資産額 (円)	324.52	378.95	388.55	202.24	195.57
1株当たり配当額 (円)	—	5.0	7.0	5.0	2.0
(内1株当たり中間配当額)	(—)	(2.0)	(3.0)	(3.5)	(2.0)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額(△) (円)	△143.36	50.68	14.95	△161.98	△8.32
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	—	50.66	13.92	—	—
自己資本比率 (%)	38.60	43.61	42.19	25.21	22.16
自己資本利益率 (%)	△36.28	14.41	3.92	△54.84	△4.18
株価収益率 (倍)	—	7.93	27.29	—	—
配当性向 (%)	—	9.9	46.8	—	—
従業員数 (人)	926	882	890	925	966
(外、平均臨時雇用者数)	(186)	(177)	(187)	(190)	(197)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成24年度、平成27年度及び平成28年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 平成24年度、平成27年度及び平成28年度の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、昭和39年4月、大阪商船株式会社と三井船舶株式会社との合併により発足した大阪商船三井船舶株式会社が、平成11年4月にナビックスライン株式会社と合併し、現在の商号となった会社であります。

大阪商船株式会社は、明治17年5月、関西の船主が大同合併して資本金1,200千円をもって創立され、第二次大戦前においてすでに世界有数の定期船会社として大きく発展していた会社であります。

三井船舶株式会社は、明治初期より海上輸送に着手して以来発展していた三井物産株式会社の船舶部が、昭和17年12月28日に分離独立し、資本金50,000千円をもって設立されました。

両社は、第二次大戦により所有船舶のほとんどと船舶の自主運航権を失いましたが、昭和25年4月に、海運の民営還元が実現した後、運航権の回復と船舶の整備拡充に努めた結果、昭和20年代後半にはおおむね往年の主要航路の再開をみましました。その後、両社の合併を経て、わが国貿易の急速な発展並びに海上輸送形態と積荷の多様化に対応して事業の拡大と多角化に努めてきました。

株式の上場は、大阪商船株式会社が明治17年に大阪株式取引所に、三井船舶株式会社が昭和24年5月に東京・大阪・名古屋の各証券取引所にそれぞれ上場を開始し、昭和39年には国内全ての証券取引所に上場を行いました。現在は、東京証券取引所に上場しております。

昭和39年の大阪商船三井船舶株式会社発足から現在までの主な沿革は次のとおりであります。

昭和39年4月	海運再建整備に関する臨時措置法に基づき、大阪商船株式会社と三井船舶株式会社が（三井船舶株式会社を存続会社として）対等合併し、本店を大阪市に置き商号を「大阪商船三井船舶株式会社」と変更、合併時の資本金131億円、所有船舶86隻127万重量トン
昭和41年10月	内航近海部門を分離し、商船三井近海株式会社を設立
昭和44年8月	日本沿海フェリー株式会社発足
昭和45年10月	船客部門業務を分離し、商船三井客船株式会社設立
昭和61年8月	北米における定期船・物流部門を統括するMITSUI O. S. K. LINES (AMERICA), INC. (現、MOL (AMERICA) INC.) を設立
平成元年6月	山下新日本汽船株式会社とジャパンライン株式会社が合併し、ナビックスライン株式会社発足
平成元年7月	三井航空サービス株式会社と商船航空サービス株式会社が合併し、エムオーエアシステム株式会社（現、商船三井ロジスティクス株式会社）発足
平成2年8月	株式会社ダイヤモンドフェリーに資本参加
平成5年10月	日本海汽船株式会社を合併
平成7年10月	新栄船舶株式会社を合併
平成8年4月	東京マリン株式会社（現 MOLケミカルタンカー株式会社）に資本参加
平成11年4月	ナビックスライン株式会社と合併し、商号を「株式会社 商船三井」に変更 株式会社商船三井エージェンシイズ（神戸）、株式会社商船三井エージェンシイズ（横浜）、東海 SHIPPING 株式会社、モンコンテナ株式会社が合併し、株式会社エム・オー・エル・ジャパン（現 株式会社MOL JAPAN）が発足し、定航営業部、大阪支店、名古屋支店の業務を同社に移管
平成12年4月	商船三井興業株式会社、日本工機株式会社、ナビックステクノトレード株式会社が合併し、商船三井テクノトレード株式会社発足
平成13年3月	商船三井フェリー株式会社発足
平成13年7月	株式会社エム・オー・シーウェイズにナビックス近海株式会社の近海部門を移管し、それぞれ商船三井近海株式会社及びナビックス内航株式会社に商号を変更（ナビックス内航株式会社は平成15年7月に商船三井内航株式会社と、平成26年9月に株式会社商船三井内航とそれぞれ商号を変更）
平成16年10月	ダイビル株式会社の株式を公開買付し、子会社化
平成18年3月	宇徳運輸株式会社（現 株式会社宇徳）の株式を公開買付し、子会社化
平成19年6月	商船三井フェリー株式会社と九州急行フェリー株式会社が合併 （存続会社は商船三井フェリー株式会社）
平成19年7月	株式会社ダイヤモンドフェリーと株式会社ブルーハイウェイ西日本が合併 （存続会社は株式会社ダイヤモンドフェリー）
平成20年10月	商船三井テクノトレード株式会社と山和マリン株式会社が合併 （存続会社は商船三井テクノトレード株式会社）
平成21年4月	関西汽船株式会社を子会社化
平成21年9月	日産専用船株式会社を子会社化
平成21年10月	関西汽船株式会社と株式会社ダイヤモンドフェリーは共同株式移転により株式会社フェリーさんふらわあを設立
平成23年10月	関西汽船株式会社、株式会社ダイヤモンドフェリー、及び株式会社フェリーさんふらわあが合併（存続会社は株式会社フェリーさんふらわあ）

- 平成26年10月 株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティングと株式会社MOLケーブルシップが合併し、株式会社MOLマリンに商号変更（存続会社は株式会社エム・オー・エル・マリンコンサルティング）
- 平成28年7月 株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）の海外引越事業を商船三井ロジスティクス株式会社に譲渡
- 平成28年10月 株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）の海外引越事業を除く全事業を株式会社宇徳に譲渡（株式会社ジャパンエクスプレス（本店：横浜）は事業を停止）

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結対象会社444社（うち、連結子会社368社、持分法適用関連会社76社）からなり、海運業を中心にグローバルな事業展開を図っております。当社グループの事業は、不定期専用船事業、コンテナ船事業、フェリー・内航RORO船事業、関連事業及びその他の5セグメントに分類されており、それぞれの事業の概要及び主要関係会社は以下のとおりです。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりです。

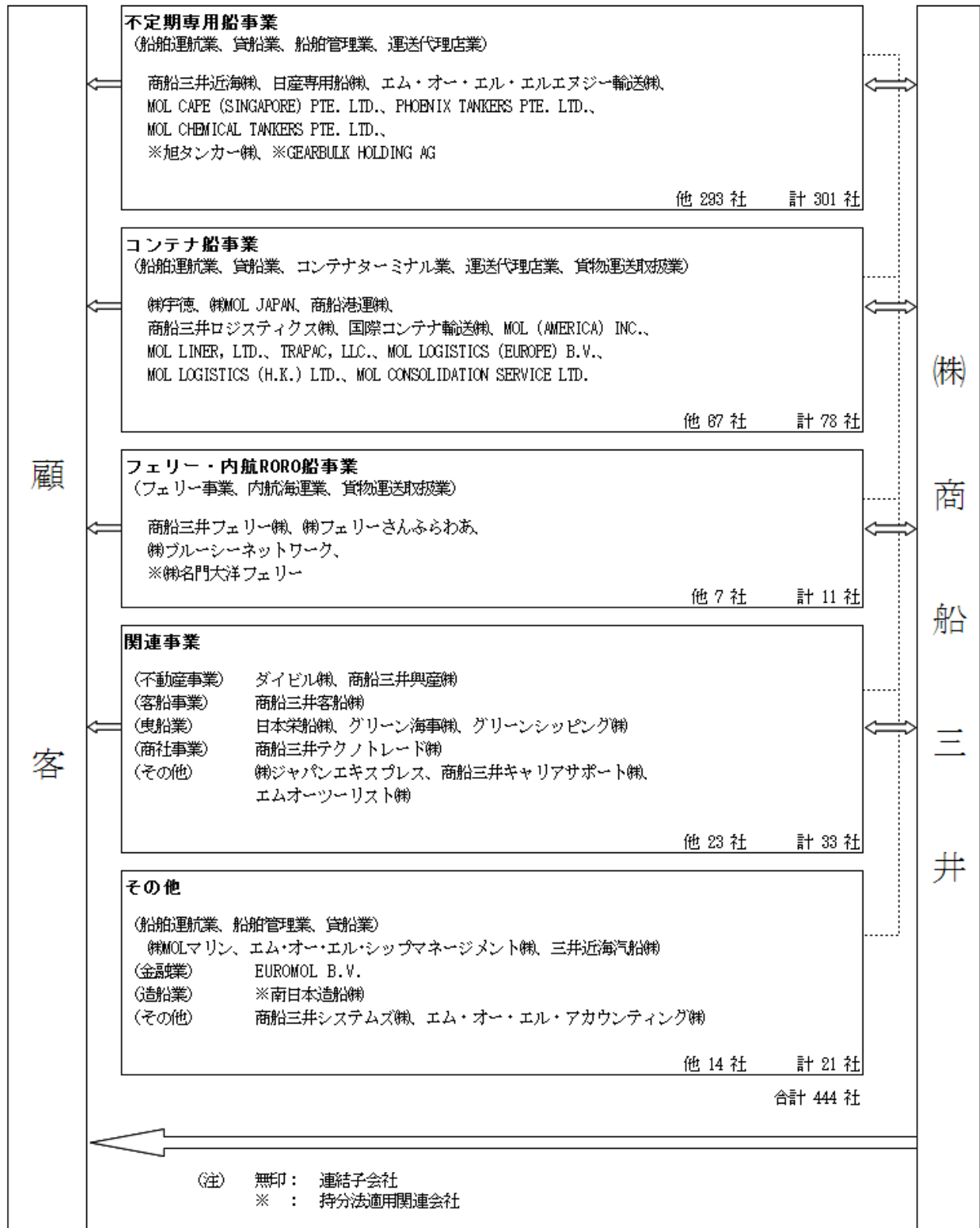
事業区分	事業の概要	主要関係会社 (無印：連結子会社) (※印：持分法適用関連会社)
不定期専用船事業	当社並びに関係会社を通じて、ドライバルク船、油送船、海洋事業・LNG船、自動車専用船等の不定期専用船を保有、運航し、世界的な規模で海上貨物輸送を行っております。	商船三井近海㈱、日産専用船㈱、 エム・オー・エル・エルエヌジー輸送㈱、 MOL CAPE (SINGAPORE) PTE. LTD.、 PHOENIX TANKERS PTE. LTD.、 MOL CHEMICAL TANKERS PTE. LTD. (注)、 ※旭タンカー㈱、※GEARBULK HOLDING AG 他 293社 計 301社
コンテナ船事業	当社並びに関係会社を通じて、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、運送代理店の展開などにより世界的な規模でコンテナ定期航路を運営し、貨物輸送を行っております。また、商船三井ロジスティクス㈱を中心とした世界的ネットワークにより、輸送、保管のみならず、物の流れを一貫してサポートする「トータル・物流ソリューション」を提供しております。	(株)宇徳、(株)MOL JAPAN、商船港運㈱、 商船三井ロジスティクス㈱、 国際コンテナ輸送㈱、MOL (AMERICA) INC.、 MOL LINER, LTD.、TRAPAC, LLC.、 MOL LOGISTICS (EUROPE) B.V.、 MOL LOGISTICS (H.K.) LTD.、 MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD. 他 67社 計 78社
フェリー・内航RORO船事業	関係会社のフェリー各社が、主として太平洋沿海及び瀬戸内海でフェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。	商船三井フェリー㈱、 (株)フェリーさんふらわあ、 (株)ブルーシーネットワーク、 ※(株)名門大洋フェリー 他 7社 計 11社
関連事業	ダイビル㈱を中心として不動産事業を行っているほか、関係会社を通じて、客船事業、曳船業、商社事業（燃料・船用資材・機械販売等）、建設業、人材派遣業などを営んでおります。	ダイビル㈱、商船三井客船㈱、日本栄船㈱、 グリーン海事㈱、グリーン SHIPPING ㈱、 商船三井興産㈱、 商船三井テクノトレード㈱、 (株)ジャパンエクスプレス、 商船三井キャリアサポート㈱、 エムオーツーリスト㈱ 他 23社 計 33社
その他	主として当社グループのコストセンターとして、油送船とLNG船を除く船舶の船舶管理業、グループの資金調達等の金融業、造船業、情報サービス業、経理代行業、海事コンサルティング業などを営んでおります。	(株)MOLマリン、エム・オー・エル・シップマネージメント㈱、三井近海汽船㈱、 EUROMOL B.V.、商船三井システムズ㈱、 エム・オー・エル・アカウンティング㈱、 ※南日本造船㈱ 他 14社 計 21社

合計 444社

(注) TOKYO MARINE ASIA PTE. LTD. は、平成29年1月1日付で、MOL CHEMICAL TANKERS PTE. LTD. に社名を変更しております。

なお、事業系統図を示すと次のとおりです。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
<u>連結子会社</u>								
生田アンドマリン(株)	兵庫県尼崎市	26	関連事業	100.00 (100.00)	有			
株宇徳 (注) 3	横浜市中区	2,155	コンテナ船事 業	67.55 (0.66)	有		当社の港湾荷役作業 をしている。	作業設備・ 土地
宇徳港運(株)	横浜市中区	50	コンテナ船事 業	100.00 (100.00)				
宇徳流通サービス(株)	横浜市中区	10	コンテナ船事 業	100.00 (100.00)				
宇徳ロジスティクス(株)	横浜市中区	50	コンテナ船事 業	100.00 (100.00)				
宇部ボートサービス(株)	山口県宇部市	14	関連事業	99.39 (99.39)	有		当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
エム・オー・エル・ アカウンティング(株)	東京都港区	30	その他	100.00	有		当社の会計事務をし ている。	ビルスペース
株MOL JAPAN	東京都港区	100	コンテナ船事 業	100.00	有		当社の海運代理店をし ている。	ビルスペース
株MOLマリン	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社のコンサルタント 業務、当社運航船 舶の定期借船・貸船 をしている。	
株エム・オー・エル アジャストメント	東京都港区	10	その他	100.00	有		当社の貨物クレーム 処理、備船精算をし ている。	ビルスペース
エム・オー・エル・ エルエヌジー輸送(株)	東京都港区	40	不定期専用船 事業	100.00	有		当社保有船舶の運航 管理をしている。	ビルスペース
MOL エンジニアリング(株)	東京都大田区	20	その他	100.00	有			土地
MOLケミカルタンカー (株)	東京都港区	100	不定期専用船 事業	100.00 (100.00)	有			ビルスペース
株MOLシップテック	東京都港区	50	その他	100.00	有		当社のコンサルタン ト業務をしている。	ビルスペース
エム・オー・エル・シ ップマネージメント(株)	東京都港区	50	その他	100.00	有		当社のコンサルタン ト業務、当社保有船 舶の管理をしてい る。	ビルスペース
エムオーツーリスト(株)	東京都港区	250	関連事業	100.00	有		当社従業員の出張手 配をしている。	
北日本曳船(株)	北海道 苫小牧市	50	関連事業	62.00 (62.00)			当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
グリーン海事(株)	名古屋市港区	95	関連事業	100.00	有		当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
グリーン SHIPPING(株)	山口県下関市	172	関連事業	100.00	有		当社の海運代理店をし ている。	
興産管理サービス(株)	東京都中央区	20	関連事業	100.00 (100.00)				
興産管理サービス・ 西日本(株)	大阪市西区	14	関連事業	100.00 (100.00)				
神戸曳船(株)	神戸市中央区	50	関連事業	100.00 (100.00)	有		当社運航船舶の曳船 作業をしている。	
国際コンテナ輸送(株)	東京都港区	100	コンテナ船事 業	51.00 (5.00)			当社の貨物輸送をし ている。	土地
株ジャパン エキスプレス	神戸市中央区	99	関連事業	86.27	有	有	当社の引越貨物取扱 をしている。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
商船港運㈱	神戸市中央区	300	コンテナ船事業	79.98 (18.33)	有		当社の港湾荷役作業をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井オーシャンエキスパート㈱	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社保有船舶の管理をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井海事㈱	大阪市北区	95	関連事業	100.00	有			
商船三井客船㈱	東京都港区	100	関連事業	100.00	有	有		
商船三井キャリアサポート㈱	東京都港区	100	関連事業	100.00	有		当社へ人材の派遣をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井近海㈱	東京都港区	660	不定期専用船事業	100.00	有		当社の貨物輸送をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井興産㈱	東京都中央区	300	関連事業	100.00 (51.02)	有		当社保有の社宅・寮・クラブの管理をしている。	ビルスペース・システム機器
商船三井システムズ㈱	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社運用システムの保守管理及びシステム開発をしている。	ビルスペース
商船三井テクノトレード㈱	東京都中央区	490	関連事業	100.00	有		当社運航船舶への燃料油、資材等の納入をしている。	
㈱商船三井内航	東京都港区	650	不定期専用船事業	100.00	有	有		ビルスペース
商船三井フェリー㈱	東京都港区	1,577	フェリー・内航RORO船事業	100.00	有	有		
商船三井ロジスティクス㈱	東京都千代田区	756	コンテナ船事業	75.06	有		当社の貨物輸送をしている。	
ダイビル㈱ (注) 2、3	大阪市北区	12,227	関連事業	51.07 (0.00)	有		当社へ不動産の賃貸をしている。	ビルスペース
ダイビル・ファシリテイ・マネジメント㈱	大阪市北区	17	関連事業	100.00 (100.00)				
㈱丹新ビルサービス	京都府福知山市	20	関連事業	100.00 (100.00)				
千葉宇徳㈱	千葉市中央区	90	コンテナ船事業	100.00 (100.00)			当社の港湾荷役作業をしている。	
㈱中国 SHIPPING エージェンシイズ	広島市南区	10	不定期専用船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
東海曳船㈱	静岡市清水区	10	関連事業	70.00 (70.00)			当社運航船舶の曳船作業をしている。	
西日本総合設備㈱	神戸市灘区	10	関連事業	100.00 (100.00)				
日産専用船㈱	東京都千代田区	640	不定期専用船事業	90.00	有		当社備船船舶を定期備船している。	
日本栄船㈱	神戸市中央区	134	関連事業	87.26 (22.04)	有		当社運航船舶の曳船作業をしている。	
日本水路図誌㈱	横浜市中区	32	関連事業	95.25 (51.77)			当社保有船舶へ海図の納入をしている。	
㈱フェリーさんふらわあ	大分県大分市	100	フェリー・内航RORO船事業	99.00	有	有		
㈱ブルーシーネットワーク	東京都港区	54	フェリー・内航RORO船事業	100.00 (100.00)				
㈱ブルーハイウェイエクスプレス九州	鹿児島県鹿児島市	50	フェリー・内航RORO船事業	100.00 (100.00)	有			土地
㈱ブルーハイウェイサービス	東京都港区	30	フェリー・内航RORO船事業	100.00 (100.00)				
北倉興発㈱	東京都港区	50	関連事業	100.00	有		当社へ不動産の賃貸をしている。	ビルスペース
三井近海汽船㈱	東京都港区	350	その他	100.00	有		当社保有船舶の管理をしている。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
AQUARIUS LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用船事業	70.00	有	有		
ARIES LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用船事業	70.00	有	有		
ASIA UTOC PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 899,560	コンテナ船事業	100.00 (100.00)				
BANGKOK CONTAINER SERVICE CO., LTD.	THAILAND	THB 10,000,000	コンテナ船事業	100.00 (100.00)				
BANGPOO INTERMODAL SYSTEMS CO., LTD.	THAILAND	THB 130,000,000	コンテナ船事業	74.62 (74.62)	有			
CAPRICORN LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用船事業	70.00	有	有		
CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. (注) 2	MARSHALL ISLANDS	US\$ 59,003,000	不定期専用船事業	70.00	有			
DAIBIRU SAIGON TOWER CO., LTD.	VIETNAM	VND 124,203百万	関連事業	100.00 (100.00)	有			
EL SOL SHIPPING LTD. S.A.	PANAMA	US\$ 10,000	不定期専用船事業	100.00	有			
EURO MARINE CARRIER B.V.	NETHERLANDS	EUR 90,800	不定期専用船事業	75.50 (75.50)	有			
EURO MARINE LOGISTICS N.V.	BELGIUM	EUR 1,950,000	不定期専用船事業	50.00			当社保有船舶の運航管理をしている。	
EUROMOL B.V.	NETHERLANDS	EUR 8,444,400	その他	100.00 (100.00)	有			
GEMINI LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用船事業	70.00	有	有		
HONG KONG LOGISTICS CO., LTD.	HONG KONG	HK\$ 58,600,000	コンテナ船事業	100.00 (10.00)	有			
INTERNATIONAL TRANSPORTATION INC.	U. S. A.	US\$ 100	コンテナ船事業	51.00	有			
JENTOWER LTD.	BRITISH VIRGIN ISLANDS	US\$ 1	関連事業	100.00 (100.00)				
LAKLER S.A. (注) 2	URUGUAY	US\$ 91,400,973	不定期専用船事業	100.00	有	有		
LINKMAN HOLDINGS INC.	LIBERIA	US\$ 3,000	その他	100.00	有	有		
MCGC INTERNATIONAL LTD.	BAHAMAS	US\$ 1,100	不定期専用船事業	80.10	有			
MITSUMI O.S.K. BULK SHIPPING (EUROPE) LTD.	U. K.	US\$ 8,402,475	不定期専用船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MITSUMI O.S.K. BULK SHIPPING (USA), LLC.	U. S. A.	—	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有		当社の海運代理店をしている。	
MITSUMI O.S.K. HOLDINGS (BENELUX) B.V.	NETHERLANDS	EUR 17,245,464	その他	100.00	有			
MITSUMI O.S.K. LINES (AUSTRALIA) PTY. LTD.	AUSTRALIA	AU\$ 1,000,000	コンテナ船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MITSUMI O.S.K. LINES (NIGERIA) LTD.	NIGERIA	NGN 2,636,040	コンテナ船事業	100.00 (100.00)			当社の海運代理店をしている。	
MITSUMI O.S.K. LINES (SEA) PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 200,000	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有		当社の海運代理店をしている。	
MITSUMI O.S.K. LINES (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 20,000,000	コンテナ船事業	47.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MNN HOLDINGS INC.	LIBERIA	US\$ 22,100,000	不定期専用船事業	75.00	有			
MOG LNG TRANSPORT S.A.	PANAMA	0	不定期専用船事業	100.00	有		当社保有船舶の管理をしている。	
MOG-IX LNG SHIPHOLDING S.A.	PANAMA	3	不定期専用船事業	100.00	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
MOG-X LNG SHIPHOLDING S.A.	PANAMA	US\$ 30,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
MOL (AMERICA) INC.	U. S. A.	US\$ 6,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有		当社の海運代理店 をしている。	
MOL (AMERICAS) HOLDINGS, INC.	U. S. A.	US\$ 200,000	その他	100.00	有			
MOL (ASIA OCEANIA) PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 2,350,000	不定期専用 船事業	100.00	有		当社の海運代理店 をしている。	
MOL (BRASIL) LTDA.	BRAZIL	BRL 3,603,270	コンテナ船 事業	100.00			当社の海運代理店 をしている。	
MOL (CHINA) CO., LTD.	CHINA	US\$ 2,200,000	コンテナ船 事業	100.00	有		当社の海運代理店 をしている。	
MOL (EUROPE) B.V.	NETHERLANDS	EUR 455,816	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有		当社の海運代理店 をしている。	
MOL (EUROPE) CENTRAL SUPPORT UNIT SP. ZOO	POLAND	PLN 5,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)			当社の海運代理店 をしている。	
MOL (EUROPE) LTD.	U. K.	GBP 1,500,000	コンテナ船 事業	100.00			当社の海運代理店 をしている。	
MOL (GHANA) LTD.	GHANA	GHS 91,650	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)			当社の海運代理店 をしている。	
MOL (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 5,000,000	コンテナ船 事業	100.00			当社の海運代理店 をしている。	
MOL BRIDGE FINANCE S.A.	PANAMA	US\$ 8,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
MOL CAMERON (NO. 1) S.A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	100.00	有	有		
MOL CAMERON (NO. 2) S.A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	100.00	有	有		
MOL CAMERON (NO. 3) S.A. INC.	PANAMA	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	100.00	有	有		
MOL CAPE (SINGAPORE) PTE. LTD. (注) 2	SINGAPORE	US\$ 62,752,448	不定期専用 船事業	100.00				
MOL CHEMICAL TANKERS PTE. LTD. (注) 2、5	SINGAPORE	SG\$ 138,017,921	不定期専用 船事業	100.00				
MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD.	HONG KONG	HK\$ 1,000,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有			
MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD. [CHINA]	CHINA	RMB 8,000,000	コンテナ船 事業	100.00	有			
MOL CONTAINER CENTER (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 10,000,000	コンテナ船 事業	99.60 (99.60)				
MOL COTE D'IVOIRE S.A.	IVORY COAST	XOF 50,000,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)			当社の海運代理店 をしている。	
MOL EGYPT FOR MARITIME SERVICES LTD.	EGYPT	EGP 750,000	コンテナ船 事業	49.00 (49.00)			当社の海運代理店 をしている。	
MOL FG, INC.	U. S. A.	US\$ 20,000	その他	100.00 (100.00)	有			
MOL LINER, LTD.	HONG KONG	HK\$ 40,000,000	コンテナ船 事業	100.00	有		当社の海運代理店 をしている。	
MOL LOGISTICS (DEUTSCHLAND) GMBH	GERMANY	EUR 536,856	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (EUROPE) B.V.	NETHERLANDS	EUR 413,595	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (H.K.) LTD.	HONG KONG	HK\$ 14,100,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (NETHERLANDS) B.V.	NETHERLANDS	EUR 3,048,500	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 700,000	コンテナ船 事業	100.00 (51.00)				
MOL LOGISTICS (TAIWAN) CO., LTD.	TAIWAN	NT\$ 7,500,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
MOL LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD.	THAILAND	THB 20,000,000	コンテナ船 事業	99.00 (99.00)	有			
MOL LOGISTICS (UK) LTD.	U. K.	GBP 400,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (USA) INC.	U. S. A.	US\$ 9,814,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS HOLDING (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	EUR 19,360	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
MOL MANNING SERVICE S. A.	PANAMA	US\$ 524,562	その他	100.00	有			
MOL NETHERLANDS BULKSHIP B. V.	NETHERLANDS	EUR 18,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
MOL SI, INC.	U. S. A.	US\$ 100,000	その他	100.00	有			
MOL SOUTH AFRICA (PTY.) LTD.	SOUTH AFRICA	ZAR 3,000,000	コンテナ船 事業	100.00	有		当社の海運代理店 をしている。	
MOL TREASURY MANAGEMENT PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 2,000,000	その他	100.00	有			
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,003,000	不定期専用 船事業	70.00	有			
NISSAN CARRIER EUROPE B. V.	NETHERLANDS	EUR 195,220	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)	有			
PACIFIC LNG TRANSPORT LTD.	BAHAMAS	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)	有			
PHOENIX TANKERS PTE. LTD. (注) 2	SINGAPORE	US\$ 379,311,359	不定期専用 船事業	100.00			当社保有船舶の運 航管理をしてい る。	
PT. HANOCEM SHIPPING	INDONESIA	IDR 20,000百万	不定期専用 船事業	49.00	有			
SAMBA OFFSHORE S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
SHANGHAI HUAJIA INTERNATIONAL FREIGHT FORWARDING CO., LTD.	CHINA	US\$ 1,720,000	コンテナ船 事業	76.00 (76.00)	有		当社の海運代理店 をしている。	
SHINING SHIPPING S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
THAI INTERMODAL SYSTEMS CO., LTD.	THAILAND	THB 77,500,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有			
TRAPAC, LLC.	U. S. A.	—	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有		当社の港湾荷役作 業をしている。	
TRAPAC JACKSONVILLE, LLC.	U. S. A.	—	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有		当社の港湾荷役作 業をしている。	
UNIX LINE PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 344,467	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)				
UTOE ENGINEERING PTE. LTD.	SINGAPORE	SG\$ 2,000,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
VIBANK-NGT CO. LTD.	VIETNAM	VND 349,000百万	関連事業	99.00 (99.00)	有			
WHITE LOTUS PROPERTIES LTD. (注) 2	BRITISH VIRGIN ISLANDS	6,810	関連事業	100.00 (100.00)				
WORLD LOGISTICS SERVICE (U. S. A.), INC.	U. S. A.	US\$ 200,000	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)				
その他232社								

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
持分法適用関連会社								
旭タンカー㈱	東京都 千代田区	600	不定期専用 船事業	25.96	有		保有船舶を当社へ 定期貸船している。	
上海貨客船㈱	東京都港区	100	コンテナ船 事業	31.98	有			
新洋海運㈱	堺市堺区	100	関連事業	36.00				
南日本造船㈱	大分県臼杵市	200	その他	24.00	有			
㈱名門大洋フェリー	大阪市西区	880	フェリー・ 内航RORO船 事業	40.33 (3.57)	有			
ALGERIA NIPPON GAS TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 100,000	不定期専用 船事業	25.00	有	有		
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 19,040,000	不定期専用 船事業	50.00	有	有	当社保有船舶の管 理をしている。	
ARAMO SHIPPING (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	US\$ 20,742,962	不定期専用 船事業	50.00 (50.00)	有			
AREEJ LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,875,000	不定期専用 船事業	20.00	有			
AVIUM SUBSEA AS	NORWAY	US\$ 27,600,000	不定期専用 船事業	25.00	有			
CAMARTINA SHIPPING INC.	LIBERIA	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	28.24	有			
CARIOCA MV27 B. V.	NETHERLANDS	EUR 100,000	不定期専用 船事業	20.60	有			
CERNAMBI NORTE MV26 B. V.	NETHERLANDS	EUR 175,026,035	不定期専用 船事業	20.60	有			
CERNAMBI SUL MV24 B. V.	NETHERLANDS	EUR 162,159,525	不定期専用 船事業	20.60	有			
CHINA ENERGY ASPIRATION LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY AURORA LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY GLORY LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY HOPE LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY PEACE LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	20.00	有	有		
CHINA ENERGY PIONEER LNG SHIPPING CO., LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	20.00	有	有		
DUNE LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,375,000	不定期専用 船事業	20.00	有			
DUQM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 25,660,000	不定期専用 船事業	50.00	有			
ENERGY SPRING LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 30,000,000	不定期専用 船事業	50.00	有	有		
FASHIP MARITIME CARRIERS INC.	PANAMA	—	不定期専用 船事業	50.00	有		保有船舶を当社へ 定期貸船している。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
GEARBULK HOLDING AG	SWITZERLAND	US\$ 228, 100, 000	不定期専用 船事業	49. 00	有			
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 14, 610, 000	不定期専用 船事業	50. 00	有			
ICE GAS LNG SHIPPING CO. LTD.	CYPRUS	EUR 1, 710	不定期専用 船事業	50. 00	有	有		
J5 NAKILAT NO. 1 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 53, 400, 000	不定期専用 船事業	26. 74	有			
J5 NAKILAT NO. 2 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50, 600, 000	不定期専用 船事業	26. 74	有			
J5 NAKILAT NO. 3 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 53, 800, 000	不定期専用 船事業	26. 74	有			
J5 NAKILAT NO. 4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 51, 400, 000	不定期専用 船事業	26. 74	有			
J5 NAKILAT NO. 5 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50, 200, 000	不定期専用 船事業	26. 74	有			
J5 NAKILAT NO. 6 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 51, 600, 000	不定期専用 船事業	26. 74	有			
J5 NAKILAT NO. 7 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 52, 000, 000	不定期専用 船事業	26. 74	有			
J5 NAKILAT NO. 8 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50, 800, 000	不定期専用 船事業	26. 74	有			
JOINT GAS LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 12, 000	不定期専用 船事業	33. 98	有			
JOINT GAS TWO LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 12, 000	不定期専用 船事業	50. 00	有			
LIWA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 50, 000	不定期専用 船事業	50. 00	有			
LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP.	BAHAMAS	1	不定期専用 船事業	30. 00	有			
LNG JUROJIN SHIPPING CORP.	BAHAMAS	1	不定期専用 船事業	30. 00	有			
LNG ROSE SHIPPING CORP.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 100	不定期専用 船事業	50. 00	有			
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	PANAMA	0	不定期専用 船事業	50. 00	有			
MEDITERRANEAN LNG TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 200, 000	不定期専用 船事業	25. 00	有	有		
MONTERIGGIONI INC.	LIBERIA	US\$ 1, 000	不定期専用 船事業	50. 00	有			
ORYX LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39, 375, 000	不定期専用 船事業	20. 00	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.	LIBERIA	US\$ 1, 000	不定期専用 船事業	28. 24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.	LIBERIA	US\$ 850	不定期専用 船事業	28. 24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.	LIBERIA	US\$ 850	不定期専用 船事業	28. 24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 38, 248, 944	不定期専用 船事業	25. 00	有			
PKT LOGISTICS GROUP SDN. BHD.	MALAYSIA	MYR 254, 684, 809	コンテナ船 事業	20. 86	有			
PT. BHASKARA INTI SAMUDRA	INDONESIA	US\$ 24, 000, 000	不定期専用 船事業	19. 20	有			
QATAR LNG TRANSPORT LTD.	LIBERIA	US\$ 1, 000	不定期専用 船事業	23. 00	有	有		

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A.	PANAMA	US\$ 14,010,000	不定期専用 船事業	50.00	有			
ROTTERDAM WORLD GATEWAY B. V.	NETHERLANDS	EUR 14,000,000	コンテナ船 事業	20.00 (20.00)	有			
SHANGHAI LONGFEI INTERNATIONAL LOGISTICS CO., LTD.	CHINA	US\$ 1,240,000	コンテナ船 事業	22.05	有			
SKIKDA LNG TRANSPORT CORP.	BAHAMAS	US\$ 200,000	不定期専用 船事業	25.00	有	有		
SOUTH CHINA TOWING CO., LTD.	HONG KONG	HK\$ 12,400,000	関連事業	25.00	有		当社運航船舶に対 する離着岸支援作 業をしている。	
SRV JOINT GAS LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	不定期専用 船事業	48.50	有	有		
SRV JOINT GAS TWO LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	不定期専用 船事業	48.50	有	有		
T. E. N. GHANA MV25 B. V.	NETHERLANDS	EUR 100,000	不定期専用 船事業	20.00	有			
TAN CANG-CAI MEP INTERNATIONAL TERMINAL CO. LTD.	VIETNAM	VND 732,966百万	コンテナ船 事業	21.33				
TAN CANG-CAI MEP TOWAGE SERVICES CO., LTD.	VIETNAM	US\$ 4,500,000	関連事業	40.00	有		当社運航船舶の曳 船作業をしてい る。	
TARTARUGA MV29 B. V.	NETHERLANDS	US\$ 110,000	不定期専用 船事業	20.60	有			
TIPS CO., LTD.	THAILAND	THB 100,000,000	コンテナ船 事業	24.44	有			
TIWI LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,875,000	不定期専用 船事業	20.00	有			
TRANS PACIFIC SHIPPING 2 LTD.	BAHAMAS	3,961	不定期専用 船事業	20.00	有			
TRANS PACIFIC SHIPPING 5 LTD.	BAHAMAS	36	不定期専用 船事業	50.00	有	有		
TRANS PACIFIC SHIPPING 8 LTD.	BAHAMAS	35	不定期専用 船事業	50.00	有	有		
TRINITY LNG CARRIER INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 500	不定期専用 船事業	50.00	有	有		
VIKEN MOL AS	NORWAY	US\$ 17,748	不定期専用 船事業	50.00	有			
VIKEN SHUTTLE AS	NORWAY	US\$ 338,499	不定期専用 船事業	50.00 (50.00)	有			
その他5社								

- (注) 1. 主要な事業の内容欄にはセグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 有価証券報告書を提出しております。
4. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合で内数となっております。
5. TOKYO MARINE ASIA PTE. LTD. は、平成29年1月1日付で、MOL CHEMICAL TANKERS PTE. LTD. に社名を変更しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
不定期専用船事業	1,369	(148)
コンテナ船事業	5,808	(378)
フェリー・内航RORO船事業	845	(73)
関連事業	2,075	(1,510)
その他	369	(65)
全社（共通）	328	(61)
合計	10,794	(2,235)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

区分	従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
陸上従業員	670 (169)	39.5	15.9	9,591,593
海上従業員	296 (28)	31.8	10.5	9,924,689
合計	966 (197)	37.1	14.2	9,693,660

セグメントの名称	従業員数（人）	
不定期専用船事業	601	(113)
コンテナ船事業	36	(5)
フェリー・内航RORO船事業	3	(-)
関連事業	7	(-)
その他	-	(18)
全社（共通）	319	(61)
合計	966	(197)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 陸上及び海上従業員の平均年間給与は、賞与及び時間外手当等を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

陸上従業員の労働組合は商船三井労働組合と称し、また、海上従業員は全日本海員組合に加入しております。現在、労使間に特別の紛争等はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	増減額 / 増減率
売上高 (億円)	17,122	15,043	△2,078 / △12.1%
営業損益 (億円)	23	25	2 / 10.1%
経常損益 (億円)	362	254	△108 / △29.9%
親会社株主に帰属する 当期純損益 (億円)	△1,704	52	1,757 / — %
為替レート	¥120.62/US\$	¥108.57/US\$	△¥12.05/US\$
船舶燃料油価格 ※	US\$265/MT	US\$284/MT	US\$19/MT

※平均補油価格

当期における世界経済は、米国や中国等を中心に、概ね昨年後半より勢いを増す傾向となりました。米国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に改善傾向が続く個人消費に牽引され、拡大基調を維持しました。欧州経済は、底堅く推移する個人消費に支えられ、緩やかながら安定的な成長が続きました。中国経済は、底堅い個人消費を背景に減速傾向が一服していましたが、今年に入り加速し始めた固定資産投資等にも支えられ、期後半からは回復に転じました。わが国では、景気回復の足踏み状態が続きましたが、足下では伸び悩んでいた個人消費等で持ち直しの兆しも見えてきました。

海運市況のうち、ドライバルク船市況は、西豪州の主要荷主による集中的な船腹手配や中国の石炭輸入量増加等を背景に前期第4四半期の記録的低水準を脱しました。その後は上値の重い展開が続きましたが、秋口以降、ブラジル主要港からの堅調な鉄鉱石出荷や北米産穀物の出荷増加等を追い風に再度上昇に転じ、概ね回復基調を維持しました。原油船市況は、船腹供給が増加する中、季節的な需要の変動や西アフリカ産油国の政情等により期中で大きく変動しました。通期平均では、高騰した前期を下回ったものの、堅調でした。コンテナ船については、北米、欧州、南米の各航路において需給環境の改善を背景にスポット運賃市況の回復が見られましたが、前期の市況低迷の影響を受ける形で北米航路を中心とした年間契約運賃が期初に大幅に下落したこと等により、厳しい事業環境が続きました。

当期の対ドル平均為替レートは、前期比¥12.05/US\$円高の¥108.57/US\$となりました。また、当期の船舶燃料油価格平均は、前期比US\$19/MT上昇しUS\$284/MTとなりました。

以上の結果、当期の業績につきましては、売上高1兆5,043億円、営業損益25億円、経常損益254億円、親会社株主に帰属する当期純損益は52億円となりました。

セグメント毎の売上高、セグメント損益（経常損益）及び概況は次のとおりです。

上段が売上高（億円）、下段がセグメント損益（経常損益）（億円）

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)	増減額 / 増減率
不定期専用船事業	8,456	7,444	△1,011 / △12.0%
	548	390	△158 / △28.9%
コンテナ船事業	7,211	6,225	△986 / △13.7%
	△298	△328	△30 / - %
フェリー・内航RORO船事業	433	421	△11 / △2.8%
	43	45	1 / 2.8%
関連事業	1,269	1,175	△94 / △7.4%
	101	123	21 / 21.3%
その他	133	132	△0 / △0.6%
	35	18	△17 / △49.0%

(注) 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

① 不定期専用船事業

<ドライバルク船>

ケープサイズ市況は、期初、西豪州の主要荷主による集中的な船腹手配等を背景に前期第4四半期の記録的低水準を脱しました。その後は上値の重い状態が続きましたが、秋口以降、ブラジル主要港からの堅調な鉄鉱石出荷や資源価格の上昇に伴う市場センチメントの好転等に支えられ上昇に転じました。年末年始の一時的な低迷を経て、2月下旬からは再び鉄鉱石出荷の増加やFFA（運賃先物取引）の改善等を追い風に急上昇し、期末には一時およそ1年8か月ぶりに2万ドル/日を超えました。この結果、通期平均市況は前期を上回る9千ドル台/日となりました。パナマックス船型以下の中小型船市況も、期初、中国による石炭輸入量の増加等を背景に低迷を脱し、秋口以降は北米産穀物の出荷増加等が牽引役となり、上昇しました。年末年始の一時的な下落を経て、中国旧正月明けからは南米産穀物の出荷が市況を牽引しています。

市況はなお回復の途上にありますが、一方でドライバルク船部門ではケープサイズバルカーのスポット運航船の縮小、並びに中小型バルカーに関するビジネスモデルの抜本的な見直しを根幹とする構造改革を進めました。この結果、前期比で損益は大幅に改善し、当期において黒字を計上しました。

<油送船・LNG船・海洋事業>

原油船では新造船の供給が前期を上回り、市況は、夏場の荷動き減少や内乱に伴うナイジェリアからの原油出荷停止等により、9月下旬頃まで下落傾向を辿りました。秋口以降は、同国からの原油出荷の再開や冬場の需要増に支えられて大幅に改善しましたが、その後、春先にかけて軟化しています。通期平均市況は、高騰した前期を下回ったものの、堅調でした。石油製品船市況は、植物油等の荷動き低迷や新造船の竣工が続く中、東西裁定取引の低迷や、世界的な石油製品在庫の余剰を背景とした製油所マージンの悪化等が重荷となり、通期平均で前期の水準を下回りました。LPG船市況も、新造船竣工による供給圧力の増加に加え、LPG価格の地域差縮小を背景とした東西裁定取引の抑制や新パナマ運河開通による長距離トレードの減少等により、前期と比べ低調に推移しました。

このような事業環境下において油送船部門は、前期に引き続き市況エクスポージャーの縮減や長期契約の安定的な履行に注力すると共に、海外顧客向け原油船等の新規契約の獲得にも取り組みました。また、プール運航による運航効率の改善やコスト削減にも継続して努めた結果、前期比で大幅な減益となったものの、当期において黒字を計上しました。

LNG船部門は、長期契約からの安定収益を引き続き確保する中、世界初の大規模エタン船を含む新規竣工船の稼働開始もあり、前期比で増益となりました。また、海洋事業部門は、新規開始の1基を含むFPSOの順調な稼働により、前期比で増益となりました。

<自動車船>

完成車の荷動きは、米国及び欧州向けが堅調に推移しましたが、一方で資源価格下落等を背景に経済不振が続く資源国・新興国向けは低迷しました。こうした中、自動車船部門は、減船や、トレードパターンの変化に対応した運航効率の改善に取り組んだものの、前期比で大幅な減益となりました。

② コンテナ船事業

北米航路のスポット運賃市況は、第1四半期に記録的な安値水準まで下落したものの、アジア出し荷動きが過去最高のペースで堅調に推移する中、第2四半期以降概ね上昇基調を維持しました。欧州航路のスポット運賃市況は、夏場まで上昇した後に一旦調整局面を迎えたものの、冬場に入ってから旺盛な需要を背景に再上昇するなど、期を通じては堅調なアジア出し荷動きに支えられ上昇基調を辿りました。南米航路においては、第1四半期よりスポット運賃は大きく上昇し、期を通じても概ね高水準で推移しました。アジア域内航路においては、荷動きが伸び悩み、スポット運賃市況は低迷しました。一方で年間契約運賃が、前期のスポット運賃市況低迷の影響を受け、北米航路を中心に多くの航路で期初に大幅な下落となったことが、期を通じて重荷となりました。

このような事業環境下、コンテナ船部門は、構造改革による船舶コストの低減や、営業力強化による消席率の改善に加え、イールドマネジメント強化による空コンテナ回送費等の運航コストの削減に継続的に取り組んだ結果、第3四半期以降は前年同期比で損益が改善しましたが、通期では若干損失が拡大しました。

③ フェリー・内航RORO船事業

フェリー・内航RORO船については、トラックドライバーの不足や高齢化、労務管理の強化を背景に、トラックでの長距離輸送をフェリー輸送へ切り替えるモーダルシフトの流れが更に加速し、荷動きは堅調に推移しました。旅客については熊本地震の影響を受けた航路も一部ありましたが、燃料油価格の低下にも支えられ、フェリー・内航RORO船事業全体では前期と同水準の利益を確保しました。

④ 関連事業

客船事業は、にっぽん丸の好調な集客により前期比で増益となりました。不動産事業においても、首都圏を中心に堅調な賃貸オフィスマーケットに支えられ、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル(株)の売上が増加したこと等により、前期比で増益となりました。その他曳船や商社等の業績も総じて堅調に推移し、関連事業セグメント全体では前期比で増益となりました。

⑤ その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業などがありますが、前期比では減益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ273億円増加し、1,868億円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は176億円（前年同期比1,915億円の収入減）となりました。これは主に減価償却費が871億円となった一方、引当金の減少額が200億円、関係会社株式売却損益が199億円、法人税等の支払額が85億円となったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出された資金は739億円（前年同期比472億円の支出増）となりました。これは主に船舶を中心とした有形及び無形固定資産の売却による収入が713億円、投資有価証券の売却及び償還による収入が277億円となった一方、有形及び無形固定資産の取得による支出が1,431億円、長期貸付による支出が213億円となったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金は871億円（前年同期は1,487億円の支出）となりました。これは主に長期借入れによる収入が2,390億円、社債の発行による収入が100億円となった一方、長期借入金の返済による支出が1,192億円、社債の償還による支出が450億円となったことによるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）は「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載したとおり、5つの事業区分からなり、提供するサービス内容も、多種多様であります。従って、受注の形態、内容も各社毎に異なっているため、それらをセグメント毎に金額、数量で示しておりません。

(1) セグメントの売上高

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額（百万円）	前年同期比（%）
不定期専用船事業	744,455	88.0
コンテナ船事業	622,531	86.3
フェリー・内航RORO船事業	42,143	97.2
関連事業	117,543	92.6
その他	13,227	99.4
計	1,539,901	88.0
調整額	(35,527)	—
合計	1,504,373	87.9

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 前事業年度及び当事業年度の営業実績（提出会社）

部門別営業収益及び構成比

部門	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	
	金額（百万円）	構成比（%）	金額（百万円）	構成比（%）
海運業				
不定期専用船部門	429,751	35.8	397,063	37.7
油送船／LNG船部門	160,663	13.4	140,763	13.4
定期船部門	601,853	50.1	506,195	48.1
その他	7,139	0.6	7,228	0.7
その他事業	1,111	0.1	949	0.1
計	1,200,518	100.0	1,052,200	100.0

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、グループ企業理念（平成13年4月策定）において、以下の通り3つの柱を掲げております。

<商船三井グループ企業理念>

- ①顧客のニーズと時代の要請を先取りする総合輸送グループとして世界経済の発展に貢献します
- ②社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行ない、知的創造と効率性を徹底的に追求し企業価値を高めることを目指します
- ③安全運航を徹底し、海洋・地球環境の保全に努めます

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、平成28年度に単年度経営計画を策定し、構造改革の完遂、今後の成長戦略の基盤構築に取り組みました。その結果、当期連結経常収支の黒字化を達成しました。構造改革で実現した船隊のコスト競争力を基盤とし、今年度以降の収益積上げを図るため、当社は今年度から始まる新しい経営計画として「ローリングプラン2017」を策定しました。

新経営計画「ローリングプラン2017」策定に当たっては、経営環境の変化が著しい状況下、商船三井グループの10年後のありたい姿と中長期的な経営の方向性を定め、それに基づき3か年及び長期的な事業戦略を策定する形を取りました。リソース配分について選択と集中を行い、財務体質の改善とともに事業ポートフォリオの変革を図っていきます。

<商船三井グループの10年後のありたい姿>

- ・世界中で「お客様にとって使い勝手がよくストレスフリーなサービス」を提供し、「いつもお客様の傍にいる強くしなやかな存在」をめざす。
- ・環境・エミッションフリー事業をコア事業のひとつに育てる。
- ・相対的に強い事業の選択と集中を行い、「競争力No.1事業の集合体」になる。

<ありたい姿達成のための戦略>

①投資・事業戦略

- ・当面新規投資を優先度の高い案件に絞り、投資と財務規律の両立を図る。
- ・海運事業においては、安定利益が見込める事業分野に絞った効果的な経営資源の投入を行う。
- ・ロジスティクス事業、フェリー事業、海洋事業等の海運関連部門では、成長の見込める事業分野の拡大・強化を目指す。

②環境・エミッションフリー事業への取組み

環境規制の強化、環境意識の高まりを背景に、外航海運が排出する温室効果ガスのオフセットを図りつつ、成長する再生可能エネルギー事業での収益確保のため、環境・エミッションフリー事業を推進・育成する。

③働き方改革の推進

役職員が生き生きと働ける企業風土で人的競争力No.1の企業グループを目指し、技術とビジネスモデルのイノベーションを実現する。

④海技力強化、ICT戦略推進、技術開発に向けた取組み

「海技力強化」 海技力を生かしたサービス提供

「ICT戦略推進」 洋上の見える化（安全運航と最適運航）と顧客への付加価値提供

「技術開発」 “船舶維新NEXT”プロジェクト推進（高度安全運航支援技術・環境負荷低減技術）

< 中期的利益水準・財務指標 >

	中長期的にイメージする水準	2027年目標
経常利益	800～1,000億円	1,500～2,000億円
ROE	8～12%	—
ギアリングレシオ	2.0倍以下	1.0倍

また、平成28年10月に合意した日本郵船株式会社、川崎汽船株式会社との定期コンテナ船事業統合については、平成30年4月の統合新会社による円滑な営業開始に向け協議・準備を進め、統合によるシナジー効果が早期に発揮されるよう取り組みます。あわせて、統合新会社の収益基盤確立のためにも、同事業の損益回復に努めます。また、当社においては、定期コンテナ船事業統合後を見据えた国内外拠点網の再構築をはじめ、統合後の当社グループの営業基盤強化に向けた取組みを着実に進めます。

なお、当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象となっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。このような事態を厳粛に受け止め、当社グループでは独禁法をはじめとするコンプライアンス強化と再発防止に引き続き取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの主たる事業である海上輸送の分野において、世界各国の経済情勢やテロ・戦争その他の政治的、社会的な要因、自然現象・災害、及び伝染病、ストライキ、その他の要因による社会的混乱等により、予期せぬ事象が発生した場合には、関連の地域や市場において、事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

この他に当社グループの事業活動や業績、株価及び財務状況等において、悪影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスクには、次のようなものがあります。

(1) 海運市況の変動

当社グループの主たる事業分野である海運業の運賃・傭船市況は、世界各国の景気動向や商品市況、政治・社会的な要因及び自然現象・災害等の影響、海上荷動き量や船腹供給量等の増減を受けた船腹需給の不均衡等の影響により、大きく変動する可能性があります。当社グループは、海運市況の変動リスク耐性を高めるため中長期契約等の安定利益の確保及び運航コスト削減に努めておりますが、大幅な市況下落は当社グループの損益に悪影響を及ぼします。

(2) 為替レートの変動

当社グループの事業では、売上のうち、米ドル建ての海上運賃収入が多くを占めております。費用についても、船舶資本費、燃料費、海外における荷役費・一般管理費等、米ドル・現地通貨建ての費用があります。費用のドル化を進めるとともに、通貨ヘッジ取引を行い、米ドルの為替レート変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、外貨建て収入が費用を上回っていることにより、他の通貨に対する円高(特に米ドルに対する円高)は当社グループの損益に悪影響を及ぼします。また、海外子会社が保有する船舶資産やそれにかかわる負債等、外貨建てのものを有するため、円建ての連結貸借対照表においては、換算時の為替レートにより、元の現地通貨における市場価値が変わらなかったとしても、計上する換算価値が影響を受ける可能性があります。

(3) 船舶燃料油価格の変動

当社グループの事業では、船舶運航のための燃料の調達が不可欠なものとなっております。燃料費については、燃料ヘッジ取引により調達コストの平準化・削減に努めておりますが、その上昇は当社業績へ悪影響を及ぼします。船舶燃料油の市場価格は概ね原油価格に連動しており、世界の景気動向、産油地域の情勢、米国を中心とする在庫水準、投機資金の流入等により影響を受ける可能性があります。

(4) 金利の変動

当社グループの事業では、船舶等の新設や更新のために、継続的な設備投資を行っております。有利子負債の削減に努めていますが、運転資金及び設備資金は主として外部借入れにて行っております。固定金利での借入れや金利スワップ取引により金利の固定化を進めていますが、変動金利で調達している資金については、金利の変動の影響を受けます。また、金利の変動により、将来の資金調達コストが影響を受ける可能性があります。

(5) 公的規制

当社グループの主たる事業分野である外航海運業では、設備の安全性や船舶の安全運航のために、国際機関及び各国政府の法令、船級協会の規則等様々な公的規制を受けております。また、その他の事業分野も含め、事業を展開する各国において、事業・投資の許可をはじめ、運送、通商、独占禁止、租税、為替規制、環境、各種安全確保等の法規制の適用を受けております。これらの規制を遵守するためコスト増加となる可能性があり、当社グループの活動が制限され、事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 取引先との関係

当社グループが船舶を調達するにあたっては、自らが保有するほか第三者からの傭船による場合があります。また船舶の投入先については、特に鉄鋼原料船、油送船、LNG船部門等において、顧客との中長期契約に基づく安定利益の積み上げを重視しております。それらの取引先の経営状態の悪化や船舶を投入予定のプロジェクトの遅延等により、契約の全部または一部が履行されない場合、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの顧客は、製造業、小売業、エネルギー関連等多岐にわたっております。これら取引先の開発、生産、販売計画等の動向により、当社グループの事業及び業績が影響を受ける可能性があります。

(7) 船舶の運航

当社グループは、「安全運航と海洋・地球環境の保全」を企業理念に掲げ、独自の「MOL安全管理制度」を確立し、船員教育や訓練システムを充実させて事故を起さないよう万全の体制をとっております。しかしながら、常時約850隻（短期傭船等を含む）の船舶を世界中に運航しており、万一洋上で不慮の事故、特に油濁事故及びそれに起因する海洋汚染が起こった場合は事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは運航する船舶への海賊・テロ行為について対策を講じておりますが、万一襲撃を受けた場合は事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、将来の課税所得の見積りに基づいて繰延税金資産の回収可能性を評価しております。その見積額が減少し、将来において繰延税金資産の一部又は全部が回収できないと判断した場合、或いは税制変更等による税率の変更があった場合、繰延税金資産を取崩し、税金費用を計上することとなり、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(9) 投資有価証券における評価損の影響

当社グループは、投資有価証券のうち時価のあるものについて、期末最終営業日の市場価格による時価評価を行っております。その結果、株式市況の変動等により投資有価証券評価損を計上し、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

(10) 船舶等の売却等における影響

当社グループは、海運市況の動向や船舶の技術革新による陳腐化、又は公的規制の変更等による使用制限等により、保有する船舶を売却する場合や傭船する船舶の傭船契約を中途解約する場合があります。また、海運市況の悪化に伴い、保有する船舶の固定資産の収益性が低下し、減損損失を計上する可能性があります。その結果として、当社グループの業績及び財務状況が影響を受ける可能性があります。

なお、上記は当社グループの事業その他に関し、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、ここに記載されたものが当社グループのすべてのリスクではありません。また、将来の予測等に関する記述は、現時点で入手された情報に基づき合理的と判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されております。従い、実際の業績は、見通しと異なる結果となる可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) ハイブリッド・ローンによる資金調達

当社は、平成28年9月30日開催の取締役会における決議に基づき、同日付けでハイブリッド・ローン（以下「本ローン」）による1,000億円の資金調達に関する契約を以下の通り締結し、同年10月7日に実行致しました。

① 当社は、平成28年度に、ドライバルク船とコンテナ船を中心とした構造改革の完遂を含む単年度経営計画に取り組み、成長軌道への早期回復と次期経営計画に向けた収益基盤の強化、また、安定成長を支える財務基盤の再構築に注力しましたが、成長戦略と財務健全性の両立を図ることを目的として、本ローンによる資金調達の実施を決定致しました。

本ローンは、格付機関により一定の資本性が認められることで、株式の希薄化無しに実質的な当社の財務体質の強化に寄与します。

② 本ローン概要

イ. 調達額	1,000 億円
ロ. 契約締結日	平成28年9月30日
ハ. 実行日	平成28年10月7日
ニ. 返済期日	平成88年10月7日
ホ. 資金使途	但し、借入実行日から5年を経過した場合および貸付人と合意した場合等において本ローンの元本の一部または全部を期限前弁済することが可能 LNG・海洋事業を中心とする船舶設備資金のほか、事業競争力強化に向けた必要資金など当社の収益基盤強化のための成長投資に活用
ヘ. 特約	・当社について清算手続、破産手続、会社更生手続・民事再生手続等の開始が決定された場合、または日本以外でこれらに準ずる手続が開始された場合、本ローンの貸付人は、一般債権者が全額の弁済を受けた後に本ローンの弁済を受けることができます。 ・本ローンに係わる契約は、いかなる意味においても、一般債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更することは認められておりません。
ト. 利息に関する制限	本ローンの利息の支払については、当社の裁量により、または契約に規定する一定の事由が発生した場合に、全部または一部の支払が繰り延べられる支払制限条項を規定しております。

(2) 定期コンテナ船事業統合

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会における決議に基づき、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社と関係当局の許認可等を前提として、新たに定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業を含む）統合を目的とした合弁会社を設立し、定期コンテナ船事業を統合すること（以下「本統合」）について事業統合契約及び株主間契約を締結致しました。概要は以下の通りであります。

① 本統合の概要

定期コンテナ船事業は成長産業であるものの、ここ数年は貨物需要の成長が鈍化する一方で、新造船竣工による船腹需要が増加し、需給バランスが大幅に悪化しました。その結果、市況の低迷が続き、収益の安定的確保が困難な状況となっています。これを受けて、昨年来、業界内では買収、合併など、運航規模拡大により競争力を高める動きが顕在化し、業界の構造自体が大きく変わろうとしています。このような事業環境下、当社は定期コンテナ船事業を安定的かつ持続的に運営するために、同事業の統合を行うことを決定致しました。

② 合弁会社の概要（予定）

イ. 出資比率	当社	31%
	川崎汽船	31%
	日本郵船	38%
ロ. 出資額	約3,000億円（船舶、ターミナル株式の現物出資等を含む）	
ハ. 事業内容	定期コンテナ船事業（海外ターミナル含む）	
ニ. 船隊規模	約140万TEU（※）	
	注）平成28年10月時点での3社船隊規模合計（発注残を除く）	
	（※TEU：Twenty-foot Equivalent Unit, 20フィートコンテナ換算）	

③本統合の日程

イ. 契約締結日	平成28年10月31日
ロ. 合弁会社設立日	平成29年7月1日（予定）
ハ. サービス開始日	平成30年4月1日（予定）

6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、主に船舶を対象に、以下の3点を基本方針としています。

1. 環境保全・省エネルギーの技術で、経済性との両立が期待できるもの
2. 安全性・信頼性の向上に寄与するもの
3. 新しい輸送技術・輸送システムに関するもの

具体的には、「船舶」、「コンテナ・物流」、「新輸送技術」、「その他」の4分野について、主に当社技術部及び海上安全部の各部門がそれぞれの研究開発テーマに取り組んでおります。

近年は省エネ・環境対策技術の開発に特に力を入れております。当連結会計年度における主たる研究開発としては、「高度安全運航支援技術」の研究開発、船舶の風圧抵抗低減、燃料電池を使用したハイブリッド電力供給システム、環境に優しい機関システム、機関状態監視技術、パワープラントの燃焼状態改善による燃費向上などの「環境負荷低減技術」の研究開発、燃料油性状の評価手法の研究などが挙げられます。

また技術研究所では、世界各地で補油された燃料油や船内で使用される機器潤滑油の性状を継続的に分析することで、低質油や潤滑油劣化に起因する機関事故の防止に成果を上げております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は181百万円となっております。

なお、研究開発活動については、特定のセグメントに関連付けられないため、セグメント別の記載は行っておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財務戦略

①資金調達の方針

当社は事業活動を支える資金調達に際して、調達の安定性と低コストを重視しております。

また、金利変動リスクや為替変動リスク等の市場リスクを把握し、過度に市場リスクに晒されないように金利固定化比率や借入通貨構成を金利スワップや通貨スワップ等の手法も利用しながら、リスクを許容範囲に収めるようにしております。

②資金調達の多様性

当社は調達の安定性と低コスト調達を実現するために、調達方法の多様化や調達期間の分散を進めております。

運転資金並びに船隊整備に必要な設備資金は、直接・間接調達に加え、従来より船主からの傭船といった手法も活用し、有利子負債を過度に増加させることなく、低コストかつ安定的な船腹の整備を行っております。

直接調達については、2016年度に新規の社債発行は行いませんでしたが、2017年3月末の国内普通社債発行残高は945億円、ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権社債発行残高は5億米ドルとなっております。円滑な直接調達を進めるため、当社は国内2社及び海外1社の格付機関から格付を取得しており、2017年6月27日現在の発行体格付は格付投資情報センター（R&I）「BBB」、日本格付研究所（JCR）「A-」、ムーディーズ（Moody's）「Baa1」となっております。また、短期価格付（CP格付）についてはR&I/JCRより「a-2」/「J-1」を取得しております。

当社は1,000億円の社債発行登録や1,000億円のCP発行枠を設定しているほか、政府系や内外金融機関との幅広い取引関係をベースとする銀行借入により、運転資金需要や設備資金需要にも迅速に対応できるものと考えております。

更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関から円建て及び米ドル建てのコミットメントラインを設定しており、資金の流動性確保に努めております。

③グループ資金の効率化

当社及び主要子会社間でキャッシュマネジメントサービス（CMS）を導入しており、グループ内の資金効率化を図ることにより、外部借入の削減に努めております。

(2) 損益状況

売上高は、円高やコンテナ船・油送船等における市況悪化により、前連結会計年度に比べ2,078億円減収の1兆5,043億円となりました。

経常利益は、構造改革効果によるドライバルク船の大幅改善があったものの、円高に加え油送船の市況低下や自動車船の事業環境悪化の影響がこれを上回り、前連結会計年度に比べ108億円減益の254億円となりました。不定期専用船事業は、構造改革の推進により前年度赤字であったドライバルク船が大幅改善し黒字化を達成、また、LNG船・海洋事業部門においても安定収益を引き続き確保する中、世界初の大型エタン船を含む竣工船の稼働開始もあり増益となったものの、前年度高い水準で推移した油送船市況が下落、自動車船においても、資源価格下落等を背景に経済不振が続く資源国・新興国向けが低迷し損益が悪化した結果、前連結会計年度に比べ158億円減益の390億となりました。コンテナ船事業は、営業力強化による消席率の改善とイールドマネジメントの深化が効果をあげたものの、期初の低市況下で決めた年間契約が期を通じて重荷になり、前連結会計年度に比べ30億円損失が拡大し、328億円の赤字となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は52億円の黒字となりました。経常利益が108億円の減益となりましたが、前連結会計年度ではドライバルク船及びコンテナ船事業において構造改革関連特別損失を計上したこと等もあり、前連結会計年度に比べ1,757億円の損益改善となりました。

(3) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ20億円減少し、2兆2,175億円となりました。これは主に船舶が減少したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ387億円減少し、1兆5,339億円となりました。これは主に短期社債が減少したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ366億円増加し、6,836億円となりました。これは主に繰延ヘッジ損益が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は前連結会計年度末に比べ、1.4%上昇し、25.8%となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度で総額141,793百万円の設備投資を実施しました。内訳は以下のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (百万円)
不定期専用船事業	87,182
コンテナ船事業	28,307
フェリー・内航RORO船事業	20,229
関連事業	4,937
その他	180
調整額	955
合計	141,793

不定期専用船事業においては、87,182百万円の投資を行いました。その主たるものは、船舶であります。当連結会計年度においては、設備投資により16隻、903千重量トンが増加しました。

コンテナ船事業においては、28,307百万円の投資を行いました。その主たるものは、船舶に係る建設仮勘定であります。

なお、不定期専用船事業、コンテナ船事業において、船隊の若返りと競争力を高めるため、24隻の老朽船・不経済船の売却を行いました。

船舶の売却

会社名	セグメントの名称	隻数	載貨重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
AMMON SHIPPING LTD. 他	不定期専用船事業	19	2,679	42,567
ANDESWIND MARITIME S. A. 他	コンテナ船事業	5	275	7,190

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 船舶

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	区分	隻数	載貨重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
不定期専用船事業	保有船	221	19,032	706,160
	傭船	457	30,687	—
	運航受託船	4	191	—
コンテナ船事業	保有船	13	1,034	30,335
	傭船	78	5,913	—
フェリー・内航RORO船事業	保有船	11	59	8,991
	傭船	3	19	—
関連事業	保有船	1	5	4,425
その他	傭船	2	13	—

(注) 載貨重量トン数には、共有船他社持分を含んでおります。

(2) その他の資産

① 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
大井物流センター他 (東京都品川区)	コンテナ船事業	コンテナ関連施設・ 倉庫等	2,368	9,484 (263,006)	0	11,853
芝浦土地他 (東京都港区)	関連事業	賃貸不動産	1,256	1,028 (13,205)	0	2,285
新技術研究所他 (川崎市麻生区)	その他	事務所	865	361 (1,825)	1	1,227
鶴見寮他 (横浜市鶴見区)	共通 (全社)	社宅・社員寮・ 厚生施設等	5,995	5,820 (68,063)	47	11,863

(注) 各報告セグメントに配分していないため、「共通 (全社)」としております。

② 国内子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
(株)宇徳	東扇島冷蔵倉庫 (川崎市川崎区)	コンテナ船事業	285	1,312 (10,000)	12	1,610
商船三井フェリー(株)	苫小牧物流基地 (北海道苫小牧市)	フェリー・内航RORO 船事業	6	476 (31,451)	—	483
ダイビル(株)	商船三井ビルディング (東京都港区)	関連事業	3,063	16,028 (4,652)	8	19,100
	秋葉原ダイビル (東京都千代田区)		7,863	9,598 (4,182)	81	17,543
	日比谷ダイビル (東京都千代田区)		5,216	27,066 (3,489)	59	32,342
	中之島ダイビル (大阪市北区)		16,607	9,605 (10,098)	74	40,481
	ダイビル本館 (大阪市北区)		13,718		476	
	新ダイビル (大阪市北区)		23,425	15,831 (8,427)	394	39,651
	梅田ダイビル (大阪市北区)		8,975	5,230 (4,528)	17	14,223
	青山ライズスクエア (東京都港区)		4,724	31,231 (2,835)	17	35,973

- (注) 1. ダイビル(株)の中之島ダイビル及びダイビル本館の土地は、中之島三丁目共同開発区域内における同社の所有地について記載しております。
2. ダイビル(株)の青山ライズスクエアは、不動産信託受益権であり、信託財産を自ら所有するものとして記載しております。

③ 在外子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
TRAPAC JACKSONVILLE, LLC.	ジャクソンビルターミナル (Jacksonville, Florida, U.S.A.)	コンテナ船事業	18,241	—	1,077	19,318

(注) 帳簿価額の「その他」は主に機械装置であります。

上記の他に主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

① 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
本社 (東京都港区)	コンテナ船事業	コンテナ 490,697個	22,198

② 国内子会社
該当はありません。

③ 在外子会社

平成29年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 又はリース料 (百万円)
TRAPAC, LLC.	Wilmington, California, U. S. A.	コンテナ船事業	港湾施設及び 荷役機器他	4,879

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資に関しましては、今後の船腹需給予測等を勘案の上、決定しております。

一方、除売却に関しましては、案件毎に都度個別審議の上、決定しております。

当連結会計年度末における重要な設備の新設・取得・除売却の計画は次のとおりであります。

(1) 新設・取得

セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		着手及び完了予定		完成後の増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手（起工）	完了（竣工）	
不定期専用船事業	船舶	277,749	88,754	平成27年9月～ 平成31年6月	平成29年5月～ 平成32年6月	2,874千重量トン
コンテナ船事業	船舶	4,442	—	平成29年9月	平成29年9月	72千重量トン
フェリー・内航RORO 船事業	船舶	38,976	23,781	平成28年4月～ 平成29年5月	平成29年4月～ 平成31年6月	31千重量トン

(注) 上記設備投資資金は、主として自己資金、借入金及び社債により調達する予定です。

(2) 売却

当連結会計年度末現在では、確定している重要な設備の売却はありません。

(3) 除却

当連結会計年度末現在では、確定している重要な設備の除却はありません。

(注) 「第3 設備の状況」の金額には、消費税等は含まれておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,154,000,000
計	3,154,000,000

(注)平成29年6月27日開催の定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されております。これにより、株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、発行可能株式総数が315,400,000株となります。

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,206,286,115	1,206,286,115	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株で あります。
計	1,206,286,115	1,206,286,115	—	—

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 名古屋証券取引所は平成29年5月18日に上場を廃止しております。
3. 平成29年6月27日開催の定時株主総会において、単元株式数の変更に係る議案が承認可決されております。これにより、単元株式数変更の効力発生日(平成29年10月1日)をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更となります。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

<平成19年7月26日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	520個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,962円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
- ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ホ 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- ト 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- チ 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。
- リ その他の新株予約権の行使の条件
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成19年7月26日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,120個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,120,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,962円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	530個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	530,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,569円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,180個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,180,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,569円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	470個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり639円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 639円 資本組入額 320円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成21年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,160個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,160,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり639円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 639円 資本組入額 320円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成22年 7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年 5月31日)
新株予約権の数	470個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり642円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 642円 資本組入額 321円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成22年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成22年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,230個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,230,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり642円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 642円 資本組入額 321円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成23年7月25日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	470個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり468円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月26日から 平成33年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 468円 資本組入額 234円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成23年7月25日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長及び社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成23年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,240個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,240,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり468円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月26日から 平成33年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 468円 資本組入額 234円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長及び社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成24年7月27日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	240個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	240,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり277円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月28日から 平成34年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 277円 資本組入額 139円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成24年7月27日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成24年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,058個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,058,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり277円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月28日から 平成34年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 277円 資本組入額 139円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成25年8月1日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	388個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	388,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり447円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月2日から 平成35年6月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 447円 資本組入額 224円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成25年8月1日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成25年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,180個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,180,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり447円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月2日から 平成35年6月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 447円 資本組入額 224円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成26年8月1日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	330個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	330,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり412円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月2日から 平成36年6月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 412円 資本組入額 206円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成26年8月1日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成26年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,130個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,130,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり412円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月2日から 平成36年6月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 412円 資本組入額 206円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成27年7月31日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	400個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり427円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成29年8月1日から 平成37年6月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 427円 資本組入額 214円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成27年7月31日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成27年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,150個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,150,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり427円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成29年8月1日から 平成37年6月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 427円 資本組入額 214円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成28年7月29日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	430個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	430,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり242円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成30年8月1日から 平成38年6月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 242円 資本組入額 121円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は当該権利者に付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

<平成28年7月29日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成28年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,150個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,150,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり242円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成30年8月1日から 平成38年6月19日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 242円 資本組入額 121円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、死亡した場合、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を書面で当社に申し出た場合、当社取締役会の承認なく新株予約権の譲渡・質入・担保設定その他の処分を行った場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

リ その他の新株予約権の行使の条件

上記2. の条件に準じて決定する。

② 新株予約権付社債

(1) 平成26年4月8日の取締役会決議に基づき平成26年4月24日に発行した2018年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下 本(1)において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)に付された新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	3,000個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	56,497,175株(注)1.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5.31米ドル(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日から 平成30年4月10日まで(注)3.	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)4.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	(注)6.	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.	同左
新株予約権付社債の残高	300,000千米ドル	同左

(注) 1. 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を

(注) 2. 記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算は行わない。

(注) 2. イ 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

ロ 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建てとして、当初、5.34米ドルとする。

ハ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。

なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、一定限度を超える剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(注) 3. 本新株予約権の行使期間は2014年5月8日から2018年4月10日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本新株予約権付社債の発行要項に定める繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の発行要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本新株予約権付社債の発行要項記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時

まで、また③本新株予約権付社債の発行要項に定める本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2018年4月10日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から本新株予約権付社債の要項記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たるとした場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(注) 4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 5. イ 各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ 2018年1月24日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値（以下に定義する。）をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2018年1月1日に開始する四半期に関しては、2018年1月23日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本ロ記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

①（i）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）により当社に付与される発行体格付がBBB-（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付）以下である期間、株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）により当社に付与される長期発行体格付がBBB-（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付）以下である期間、若しくはムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）により当社に付与される発行体格付がBa3（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBa3同等の格付）以下である期間（かかる各格付を、以下「格付」という。）、（ii）R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に格付が付与されていた場合に、当該格付が付与されなくなった期間、又は（iii）R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に付与された格付の停止若しくは取下げがなされている期間。

上記にかかわらず、上記（i）、（ii）又は（iii）に記載の事由が、（a）R&I、JCR若しくはムーディーズ（場合による。）に関して、日本の適用法令に基づく破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続、若しくは、その他の法域の適用法令に基づく同様の手続の開始の申立てを承認する旨の管轄裁判所による終局決定若しくは命令により生じる場合、（b）R&I、JCR若しくはムーディーズ（場合による。）のいずれかが、当社の信用分析若しくは信用評価とは無関係の理由により、格付を付与しなくなることを、若しくは、格付を停止し若しくは取り下げるにより生じる場合、又は

(c) 当社がR&I、JCR若しくはムーディーズのうちの1社から格付を取得しない旨選択することにより生じる場合は、この限りではなく、本ロ記載の本新株予約権の行使の条件が適用される。但し、上記(b)において、当社の作為若しくは不作為又は当社に特に帰すべき事由により行われる格付の非付与、停止又は取下げ(以下、併せて「取下げ」と総称する。)による場合を除くものとし、

また、上記(c)において、R&I、JCR及びムーディーズのいずれもが格付を付与しているときになされる選択のみ(以下「本選択」という。)が上記(c)の目的に照らし効力を有するものとし、本選択が行われた後は、本①はR&I、JCR又はムーディーズのうち本選択が行われていない残りの格付機関にのみ適用されるものとする。取下げ又は本選択が行われる場合、当社は、直ちに、当該取下げ又は本選択の詳細及び当該取下げ又は本選択の効力発生日を明記した書面による通知を本新株予約権付社債の要項に定める財務代理人(以下「財務代理人」という。)及び本新株予約権付社債権者に対して行うものとし、当該取下げ又は本選択は、かかる効力発生日から効力を生じるものとする。

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

③当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3.記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に当該レートが表示されない場合には、財務代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

(注)6. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(注)7. イ 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本イに記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して本新株予約権付社債の要項記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

ロ 上記イの定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2.ハと同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領

できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記 イ に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、

(注) 3. 記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注) 5. ロ と同様の制限を受ける。

⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を実質的に本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得と同様の方法により取得することができる。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編等の効力発生日直前の本新株予約権付社債権者に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

ハ 当社は、上記 イ の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合(合併を除く。)には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(2) 平成26年4月8日の取締役会決議に基づき平成26年4月24日に発行した2020年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権(以下 本(2)において「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	2,000個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	41,841,004株(注)1.	同左
新株予約権の行使時の払込金額	4.78米ドル(注)2.	同左
新株予約権の行使期間	平成26年5月8日から 平成32年4月9日まで(注)3.	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)4.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。	同左
代用払込みに関する事項	(注)6.	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7.	同左
新株予約権付社債の残高	200,000千米ドル	同左

(注) 1. 新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を(注)2.記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による生産は行わない。

(注) 2. イ 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
ロ 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は米ドル建てとして、当初、4.80米ドルとする。
ハ 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。
なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)又は併合、一定限度を超える剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(注) 3. 本新株予約権の行使期間は2014年5月8日から2020年4月9日まで(行使請求受付場所現地時間)とする。但し、①本新株予約権付社債の発行要項に定める繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、②当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合、又は本新株予約権付社債の発行要項に定める本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また③本新株予約権付社債の発行要項に定める本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失

時までとする。上記いずれの場合も、2020年4月9日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から本新株予約権付社債の要項記載の取得日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等（以下に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たるとした場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた本新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（i）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）（ii）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

(注) 4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(注) 5. イ 各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ 2020年1月24日（但し、同日を除く。）までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当社普通株式の終値（以下に定義する。）をそれぞれの取引日における為替レート（以下に定義する。）により米ドルに換算し1セント未満を四捨五入した金額が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%（1セント未満を四捨五入）を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日（但し、2020年1月1日に開始する四半期に関しては、2020年1月23日）までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

但し、本ロ記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①、②及び③の期間は適用されない。

①（i）株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）により当社に付与される発行体格付がBBB-（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付）以下である期間、株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関（以下「JCR」という。）により当社に付与される長期発行体格付がBBB-（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB-と同等の格付）以下である期間、若しくはムーディーズ・ジャパン株式会社若しくはその承継格付機関（以下「ムーディーズ」という。）により当社に付与される発行体格付がBa3（かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBa3と同等の格付）以下である期間（かかる各格付を、以下「格付」という。）、（ii）R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に格付が付与されていた場合に、当該格付が付与されなくなった期間、又は（iii）R&I、JCR若しくはムーディーズにより当社に付与された格付の停止若しくは取下げがなされている期間。

上記にかかわらず、上記（i）、（ii）又は（iii）に記載の事由が、（a）R&I、JCR若しくはムーディーズ（場合による。）に関して、日本の適用法令に基づく破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続、若しくは、その他の法域の適用法令に基づく同様の手続の開始の申立てを承認する旨の管轄裁判所による終局決定若しくは命令により生じる場合、（b）R&I、JCR若しくはムーディーズ（場合による。）のいずれかが、当社の信用分析若しくは信用評価とは無関係の理由により、格付を付与しなくなることで、若しくは、格付を停止し若しくは取り下げることで生じる場合、又は

(c) 当社がR&I、JCR若しくはムーディーズのうちの1社から格付を取得しない旨選択することにより生じる場合は、この限りではなく、本ロ記載の本新株予約権の行使の条件が適用される。但し、上記(b)において、当社の作為若しくは不作為又は当社に特に帰すべき事由により行われる格付の非付与、停止又は取下げ(以下、併せて「取下げ」と総称する。)による場合を除くものとし、また、上記(c)において、R&I、JCR及びムーディーズのいずれもが格付を付与しているときになされる選択のみ(以下「本選択」という。)が上記(c)の目的に照らし効力を有するものとし、本選択が行われた後は、本①はR&I、JCR又はムーディーズのうち本選択が行われていない残りの格付機関にのみ適用されるものとする。取下げ又は本選択が行われる場合、当社は、直ちに、当該取下げ又は本選択の詳細及び当該取下げ又は本選択の効力発生日を明記した書面による通知を本新株予約権付社債の発行要項に定める財務代理人(以下「財務代理人」という。)及び本新株予約権付社債権者に対して行うものとし、当該取下げ又は本選択は、かかる効力発生日から効力を生じるものとする。

②当社が、本新株予約権付社債権者に対して、本新株予約権付社債の要項に定める繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更等の場合において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)

③当社が組織再編等を行うにあたり、(注)3記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行う日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間。

「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

一定の日における当社普通株式の「終値」とは、東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。

一定の日における「為替レート」とは、当該日の午後3時(日本時間)時点のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に表示される米ドル円直物外国為替レートの仲値をいう。ロイター・スクリーン・ページ「JPNU」(又は米ドル円の為替レートを表示する代替ページ)に当該レートが表示されない場合には、財務代理人が誠実かつ商業上合理的に決定したレートをいう。

(注)6. 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(注)7. イ 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本イに記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して本新株予約権付社債の要項記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

ロ 上記イの定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

①新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

②新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は(注)2.ハと同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はそ

の他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は上記 イ に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、

(注) 3. 記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、(注) 5. ロ と同様の制限を受ける。

⑦承継会社等による新株予約権付社債の取得

承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を実質的に本新株予約権付社債の要項記載の当社による本新株予約権付社債の取得と同様の方法により取得することができる。

⑧新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑨組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取扱いを行う。

⑩その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編等の効力発生日直前の本新株予約権付社債権者に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

ハ 当社は、上記 イ の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合（合併を除く。）には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日 ～ 平成21年3月31日	90	1,206,286	50	65,400	50	44,371

(注) なお、最近5年間は発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増減がありませんので、その直近の増減について記載しております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	77	49	740	558	66	63,159	64,649	—
所有株式数（単元）	—	400,056	12,806	69,632	491,921	285	224,460	1,199,160	7,126,115
所有株式数の割合（%）	—	33.36	1.06	5.80	41.02	0.02	18.71	100	—

(注) 1. 自己株式10,218,691株は「個人その他」に10,218単元及び「単元未満株式の状況」に691株含めて記載しております。なお、自己株式10,218,691株は株主名簿上の株式数であり、平成29年3月31日現在の実質保有株式数は10,206,405株です。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ24単元及び992株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ノン トリーティー アカウント （常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	VERTIGO BUILDING-POLARIS 2-4 RUE EUGENE RUPPERT L-2453 LUXEMBOURG GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG （東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）	43,041	3.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	41,087	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	39,486	3.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	32,432	2.69
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	30,165	2.50
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	30,000	2.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・三井造船株式会社退職給付信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	29,312	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	19,265	1.60
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS 1 （常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部）	8 CANADA SQUARE, LONDON E14 5HQ （東京都中央区日本橋三丁目11番1号）	17,490	1.45
株式会社みずほ銀行 （常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	東京都千代田区大手町一丁目5番5号 （東京都中央区晴海一丁目8番12号）	17,000	1.41
計	—	299,279	24.81

(注) 1. 記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を次のとおり含んでおります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）35,912千株、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）27,009千株

3. 従来は大株主の状況について信託財産等を合算（名寄せ）して表示していましたが、当事業年度より株主名簿の記載通りに表示しています。

4. 平成28年8月30日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、ジーエルジー パートナーズ エルピー他共同保有者が平成28年6月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
ジーエルジー パートナーズ エルピー (GLG Partners LP)	株式 30,269	2.49
ジーエルジー パートナーズ ユーケー リミテッド (GLG Partners UK Limited)	株式 20,170	1.66
計	株式 50,439	4.15

5. 平成28年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、ジーエルジー パートナーズ ユーケー リミテッド他共同保有者が平成28年8月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
ジーエルジー パートナーズ ユーケー リミテッド (GLG Partners UK Limited)	株式 18,671	1.54
ジーエルジー パートナーズ エルピー (GLG Partners LP)	株式 30,176	2.48
計	株式 48,847	4.02

6. 平成28年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、三井住友信託銀行株式会社他共同保有者が平成28年12月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
三井住友信託銀行株式会社	株式 54,219	4.49
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	株式 5,919	0.49
日興アセットマネジメント株式会社	株式 29,434	2.44
計	株式 89,572	7.43

7. 平成28年12月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、株式会社みずほ銀行他共同保有者が平成28年12月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（％）
株式会社みずほ銀行	株式 17,000	1.35
みずほ証券 株式会社	株式 27,978	2.23
アセットマネジメントOne株式会社	株式 51,271	4.08
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	株式 0	0.00
アセットマネジメントOneインターナショナル (Asset Management One International Ltd.)	株式 1,949	0.15
計	株式 98,199	7.81

8. 平成29年2月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有（変更）報告書において、イーストスプリング・インベストメント（シンガポール）リミテッド他共同保有者が平成29年1月31日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合（%）
イーストスプリング・インベストメント（シンガポール）リミテッド	株式 80,158	6.65
M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッド	株式 7,064	0.59
計	株式 87,222	7.23

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 10,304,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,188,856,000	1,188,856	同 上
単元未満株式	普通株式 7,126,115	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,206,286,115	—	—
総株主の議決権	—	1,188,856	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株 (議決権の数24個) 含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号	10,206,000	—	10,206,000	0.85
旭タンカー株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	98,000	—	98,000	0.01
計	—	10,304,000	—	10,304,000	0.85

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が12,286株 (議決権の数12個) あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」及び「単元未満株式」に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を導入しております。

<平成19年7月26日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成19年7月26日の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成19年7月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成19年7月26日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成19年7月26日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成19年7月26日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 20名、従業員 33名、 国内連結子会社社長 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成20年7月24日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成20年7月24日の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成20年7月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成20年7月24日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成20年7月24日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成20年7月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 20名、従業員 38名、 国内連結子会社社長 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成21年7月30日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成21年7月30日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成21年7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成21年7月30日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成21年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成21年7月30日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成21年7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 20名、従業員 34名、国内連結子会社社長 35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成22年7月30日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成22年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成22年7月30日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成22年7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成22年7月30日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成22年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成22年7月30日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成22年7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 21名、従業員 36名、 国内連結子会社社長 33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成23年7月25日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成23年7月25日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成23年7月25日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長及び社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成23年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成23年7月25日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 22名、従業員 35名、国内連結子会社社長及び社長 33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成24年7月27日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成24年7月27日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成24年7月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成24年7月27日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成24年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成24年7月27日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成24年7月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 22名、従業員 33名、 国内連結子会社社長 30名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成25年8月1日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成25年8月1日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成25年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成25年8月1日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成25年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成25年8月1日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成25年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 38名、 連結子会社社長 33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成26年8月1日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成26年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成26年8月1日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成26年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成26年8月1日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成26年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成26年8月1日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成26年8月1日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 19名、従業員 33名、 連結子会社社長 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成27年 7月31日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成27年7月31日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成27年 7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成27年 7月31日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成27年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成27年7月31日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成27年 7月31日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 37名、 連結子会社社長 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成28年7月29日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成28年7月29日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成28年7月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成28年7月29日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成28年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成28年7月29日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成28年7月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 18名、従業員 32名、 子会社社長 37名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成29年6月27日決議>

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、取締役会に委任する旨、平成29年6月27日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成29年6月27日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,500,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1.
新株予約権の行使期間	平成31年6月28日から平成39年6月25日までの期間内で、取締役会において決定する。
新株予約権の行使条件	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3.

(注) 1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
(注) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後行使価額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

ト 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

チ 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	84,144	23,352,386
当期間における取得自己株式	15,502	5,162,207

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注) 1.	75,668	50,654,961	—	—
保有自己株式数	10,206,405	—	10,221,907	—

(注) 1. 当事業年度のその他の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数 51,000株、処分価額の総額 34,104,271円) 及び単元未満株式の買増請求による売渡 (株式数 24,668株、処分価額の総額 16,550,690円) であります。

2. 当期間における保有自己株式には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得及び買増請求による売渡による処分は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主への直接的な利益還元を経営上の基本方針と認識しております。内部留保による資金を活用し、企業体質の強化を図りつつ1株当たりの企業価値向上に努め、当面の間は連結配当性向20%を目安として業績に連動した配当を行い、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組む方針としております。当事業年度の年間配当につきましては、1株当たり2円（中間配当金として支払済み）と決定致しました。

なお、当社は、剰余金の配当につきましては、期末配当（毎年3月31日を基準日）を株主総会の決議事項とし、中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年10月31日 取締役会決議	2,392	2.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	376	482	450	437	389
最低(円)	174	287	308	183	199

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	287	303	356	379	381	389
最低(円)	232	232	301	330	338	347

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役員 の 主 要 略 歴 及 び 所 有 株 式 数

男 性 12 名 女 性 1 名 (役 員 の う ち 女 性 の 比 率 7.7%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	会長執行役員	武藤 光一	昭和28年 9月26日生	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社不定期船部長 15年1月 当社経営企画部長 16年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 18年6月 当社常務執行役員 19年6月 当社取締役常務執行役員 20年6月 当社取締役専務執行役員 22年6月 当社代表取締役社長執行役員 27年6月 当社代表取締役会長執行役員(現職) (重要な兼職の状況) 一般社団法人日本船主協会 会長	(注)1	166
代表取締役	社長執行役員	池田 潤一郎	昭和31年 7月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成16年6月 当社人事部長 19年6月 当社定航部長 20年6月 当社執行役員 22年6月 当社常務執行役員 25年6月 当社取締役専務執行役員 27年6月 当社代表取締役社長執行役員(現職) (重要な兼職の状況) 日本船主責任相互保険組合 代表理事・組合長	(注)1	124
代表取締役	副社長執行役員	田邊 昌宏	昭和32年 3月11日生	昭和54年4月 当社入社 平成15年6月 当社ロジスティクス事業部長 20年6月 当社執行役員 兼 MOL (Europe) B.V. Managing Director 23年6月 当社常務執行役員 25年6月 当社取締役常務執行役員 27年6月 当社取締役専務執行役員 29年4月 当社代表取締役副社長執行役員(現職)	(注)1	34
取締役	専務執行役員	高橋 静夫	昭和34年 1月18日生	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社経営企画部長 20年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 22年6月 当社執行役員 23年6月 当社常務執行役員 26年6月 当社取締役常務執行役員 27年6月 当社取締役専務執行役員(現職)	(注)1	81
取締役	専務執行役員	橋本 剛	昭和32年 10月14日生	昭和57年4月 当社入社 平成20年6月 当社LNG船部長 21年6月 当社執行役員LNG船部長委嘱 23年6月 当社執行役員 24年6月 当社常務執行役員 27年6月 当社取締役常務執行役員 28年4月 当社取締役専務執行役員(現職)	(注)1	70
取締役	常務執行役員	丸山 卓	昭和34年 4月10日生	昭和58年4月 当社入社 平成22年6月 当社財務部長 23年6月 当社執行役員財務部長委嘱 27年6月 当社常務執行役員 29年6月 当社取締役常務執行役員(現職)	(注)1	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	松島 正之	昭和20年 6月15日生	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年4月 同行熊本支店長 4年11月 同行ロンドン駐在参事 8年2月 同行調査統計局長 10年6月 同行理事 (国際関係担当) 14年6月 ボストン コンサルティング グループ 上席顧問 17年2月 クレディ・スイス証券株式会社 シニア・エグゼクティブ・ アドバイザー 20年6月 同社会長 23年5月 ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー 同年6月 当社取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 三井不動産株式会社 社外取締役 日揮株式会社 社外取締役 株式会社エヌウィック 取締役会長 インテグラル株式会社 常勤顧問	(注)1	20
取締役	—	藤井 秀人	昭和22年 12月13日生	昭和46年4月 大蔵省入省 平成15年1月 財務省大臣官房長 16年7月 同省主計局長 18年7月 財務事務次官 19年10月 日本政策投資銀行 副総裁 20年10月 株式会社日本政策投資銀行 代表取締役副社長 28年6月 当社取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 住友商事株式会社 顧問	(注)1	2
取締役	—	勝 悦子	昭和30年 4月3日生	昭和53年4月 株式会社東京銀行入行 平成4年12月 株式会社日本総合研究所調査部 シニア・エコノミスト 7年4月 茨城大学人文学部社会科学科助教授 (国際金融論) 10年4月 明治大学政治経済学部助教授 15年4月 同大学同学部教授 (現職) 20年4月 同大学副学長 (国際交流担当) 28年6月 当社取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 明治大学政治経済学部 教授 一般財団法人進学基準研究機構 理事 日米教育委員会 委員 国際大学協会 理事	(注)1	2
常勤監査役	—	中島 孝	昭和34年 3月13日生	昭和57年4月 当社入社 平成21年6月 当社営業調査室長 23年6月 当社総務部長 27年6月 当社常勤監査役 (現職)	(注)2	6
常勤監査役	—	実 謙二	昭和35年 9月24日生	昭和59年4月 当社入社 平成21年6月 当社経営企画部 CSR・環境室長 25年6月 当社IR室長 27年6月 当社経理部長 29年6月 当社常勤監査役 (現職)	(注)3	7

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	—	伊丹 敬之	昭和20年 3月16日生	昭和60年4月 一橋大学商学部教授 平成6年4月 同大学商学部長 20年4月 東京理科大学総合科学技術経営研究科 (現イノベーション研究科) 教授 同年10月 同大学研究科長 23年6月 当社監査役(現職) (重要な兼職の状況) ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社 社外監査役	(注)2	43
監査役	—	山下 英樹	昭和29年 4月29日生	昭和57年4月 弁護士(現職) 第二東京弁護士会入会 60年4月 山下英樹法律事務所(現山下・ 遠山法律特許事務所) 開設 平成5年3月 弁理士(現職) 26年6月 当社監査役(現職) (重要な兼職の状況) 山下・遠山法律特許事務所 弁護士 株式会社アイセルネットワークス 社外監査役	(注)4	5
計						580

- (注) 1. 平成29年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
2. 平成27年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
3. 平成29年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
4. 平成26年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5. 取締役 松島正之氏、藤井秀人氏及び勝悦子氏は、社外取締役であります。
6. 監査役 伊丹敬之氏及び山下英樹氏は、社外監査役であります。
7. 当社では、経営の意思決定・監督と業務執行との役割を明確化し、取締役会の活性化と環境変化に迅速かつ的確に対応し得る効率的な業務執行体制の確立のために、平成12年6月27日より執行役員制度を導入しております。執行役員(取締役兼務者を除く)は18名であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制の概要

取締役会は、社内取締役6名と社外取締役3名より構成されております。3名の社外取締役は、当社と利害関係の無い中立な立場にあり、各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況について株主の立場に立ったチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表することで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしております。なお、社外役員の選任については、平成29年4月に、東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、当社独自の独立性判断基準を新たに策定しています。

業務執行については、当社は平成12年より執行役員制度を導入しており、取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が、取締役会で決定された経営の最高方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っております。

取締役会は、定例としては年10回程度適切な間隔を置き開催され、又、必要に応じ随時開催されています。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議は原則として毎週開催され、取締役会が決定した最高方針に基づき、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件の審議機関として機能しております。又、経営会議の下部機構として、STEER委員会、予算委員会、投融资委員会、安全運航対策委員会、CSR委員会、コンプライアンス委員会、One MOL営業戦略委員会、Sox2020年規制対応委員会が設置されており、経営会議より必要事項について諮問され、検討・審議を行っております。

指名、報酬決定については、取締役会の下に指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置しております。社外取締役による業務執行取締役への監督をより実効性あるものとすべく、いずれも社外取締役を委員長として、社外取締役・会長・社長が委員となり、社外取締役が過半数を占める形で委員会を構成しています。

指名諮問委員会は取締役・執行役員の選任について、報酬諮問委員会は長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを含む役員報酬のあり方について、それぞれ「ステークホルダーの視点」を重視した客観的な立場から検討を行っています。取締役会は諮問委員会の答申内容を尊重し、必要な決議を行うこととしています。

上記の体制は、株主の視点に立って企業経営の透明性を高め、経営資源の最適配分を通じてステークホルダーの利益を極大化できるものと考えており、「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行い、知的創造と効率性を徹底的に追求し企業価値を高めることを目指します。」をグループ企業理念の項目の一つに掲げる当社の経営に最適なコーポレートガバナンスの形態と考えております。

② 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

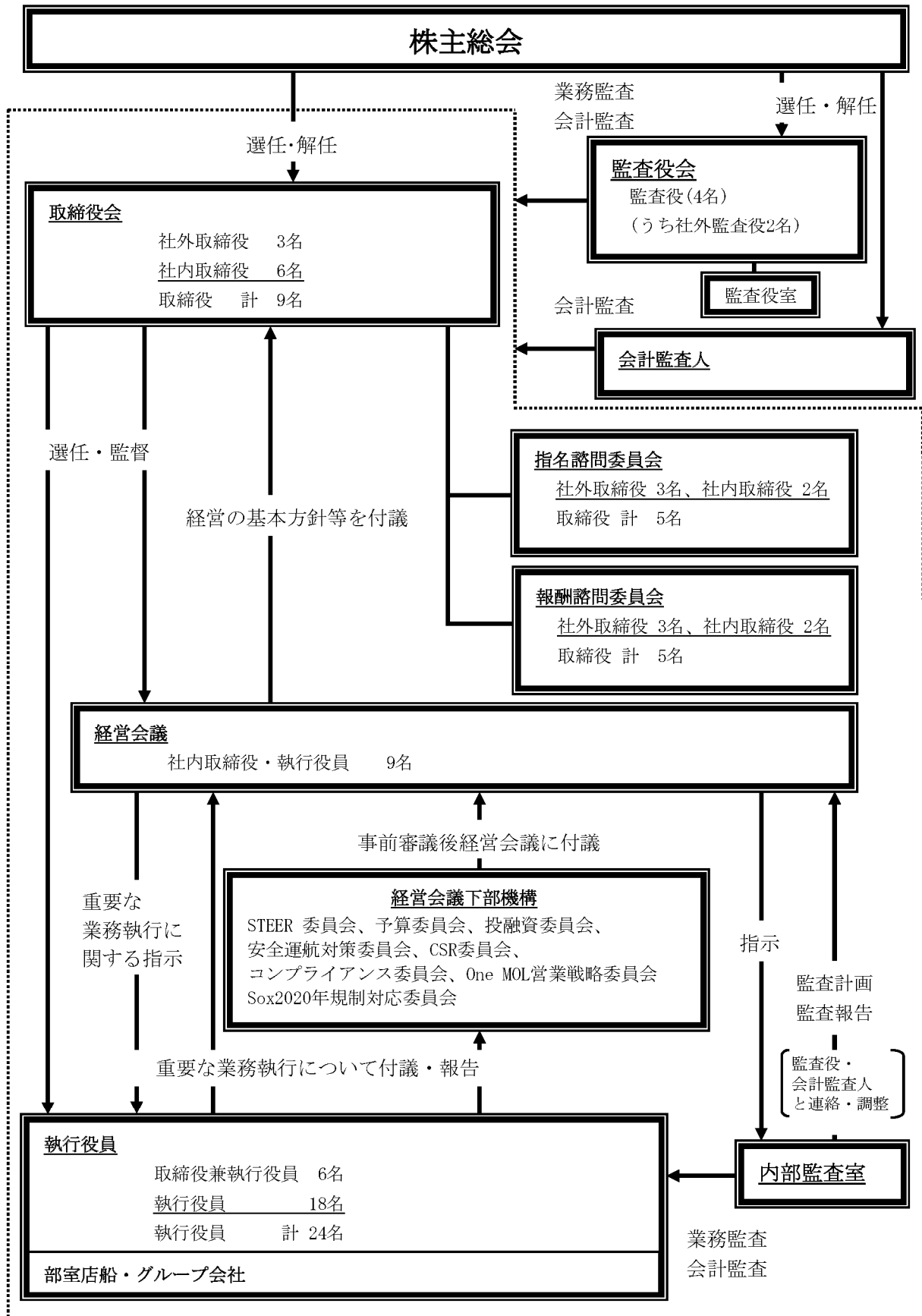
当社は監査役制度を採用しており、監査役4名の内、2名が社外監査役であり、社外監査役は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制として、監査役の職務を補助する専属の使用人(1名)を配置しております。

会計監査につきましては、当社と監査契約を締結している有限責任 あずさ監査法人が監査を実施しております。なお、当社の会計監査業務を執行した有限責任 あずさ監査法人の公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員の薮和彦氏、及び 同 阿部興直氏であります。当連結会計年度の会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士9名、その他20名です。

監査役及び会計監査人に加え、経営会議の直轄組織として各部室から独立した内部監査室(16名)を設置しており、監査役及び会計監査人がそれぞれ行う法定監査と連携してグループ会社を含めた業務執行の監査を行っております。

監査役4名で構成する監査役会は監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

社外監査役を含む各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、及び内部監査室その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しております。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして内部統制システムの状況を監視及び検証しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役などと意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しております。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の履行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。



③ 社外取締役及び社外監査役

上述のとおり、当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役松島正之氏は、金融分野等における幅広い経験と見識をもとに、グローバルな視点を当社の経営に反映させるとともに、業務執行を行う経営陣から独立した立場から取締役会において積極的にご発言いただき、コーポレート・ガバナンスの維持・強化に貢献していただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。以上のことから、社外取締役として選任しております。

社外取締役藤井秀人氏は、わが国の経済運営と政策金融に関わってこられた長年の豊富な経験と高い見識を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。以上のことから、社外取締役として選任しております。

社外取締役勝悦子氏は、国際金融論における専門家としての知識と見識、大学経営に参画された経験及びグローバル人材育成に対する取り組みの経験と知見を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から提言いただくとともに、当社経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督に十分な役割を果たしていただいております。また、指名諮問委員会、報酬諮問委員会において、決定手続きの透明性と客観性を高めていただいております。以上のことから、社外取締役として選任しております。

社外監査役伊丹敬之氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、経営学の専門家としての企業経営に関する深い学識に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有しております。

社外監査役山下英樹氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、弁護士としての専門的見地に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有しております。

当社は、上記社外取締役及び社外監査役を上述の理由により社外取締役、社外監査役として選任しており、また、当社の定める「社外役員の独立性基準」（下記）に照らし、独立役員に指定しております。各々の経験と知見から経営判断の妥当性並びに業務執行の状況について株主の立場に立ったチェックを行うことにより企業統治上大きな役割を果たしております。

なお、社外取締役及び社外監査役は共に取締役会に出席しており、取締役会における内部監査・会計監査・内部統制に関する決議・報告・討議に適宜参加・監査・監督をしております。

<社外役員の独立性基準>

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- イ. 当社及び当社の子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の業務執行者(*a)または過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役または会計参与であったことのある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- *a 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役、執行役員、その他これらに準じる者及び使用人をいう
- ロ. 当社の現在の主要株主(*b)またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者
- *b 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう
- ハ. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者
- ニ. 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社またはその親会社もしくは子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者
- ホ. 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者
- ヘ. 当社グループを主要な取引先とする者(*c)、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者
- *c 当社グループを主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払い（但し、主要な取引先とする者が個人の場合は、当社グループからの役員報酬の支払いを除く）を、当社グループから受けた者
- ト. 当社グループの主要な取引先である者(*d)、またはその者が会社である場合には当該会社またはその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者、または過去3年間にそれらに該当していた者

- *d 当社グループの主要な取引先とは、当社グループに対して、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者
- チ. 当社グループの会計監査人またはその社員等、または過去3年間に於いてそれらに該当していた者
- リ. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(*e)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）、または過去3年間に於いてそれらに該当していた者
- *e 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金額その他の財産上の利益をいう）
- ヌ. 当社グループから一定額を超える寄付または助成(*f)を受けている者（当該寄付または助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）、または過去3年間に於いてそれらに該当していた者
- *f 一定額を超える寄付または助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付または助成をいう
- ル. 上記イからヌに該当する者（重要な地位にある者(*g)に限る）の近親者等(*h)
- *g 重要な地位にある者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人ならびに監査法人または会計事務所等に所属する者のうち公認会計士、法律事務所等に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- *h 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう
- ヲ. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外役員として職務を果たせないと合理的に判断される事情を有している者

- ④ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
社外取締役松島正之氏、藤井秀人氏、勝悦子氏及び社外監査役伊丹敬之氏、山下英樹氏と当社との間に当社株式の保有を除いては人的関係、取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外取締役藤井秀人氏は当社借入先の株式会社日本政策投資銀行の代表取締役副社長であったことがあります（平成27年6月退任）、同行との間の取引の規模、内容に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

- ⑤ 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本的な考え方及びその整備状況
当社は平成18年5月11日の取締役会において、会社法の規定に基づき、内部統制のための体制の整備に向けた「内部統制システム構築の基本方針」を決議致しました。その後、内容の一部見直しを行い、平成29年4月28日の取締役会において、以下の通り改定の上、継続することを決議しております。

イ. 取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
<コンプライアンス>

- (a) 当社グループは法令及び定款に従うのみならず、「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行なうこと」を企業理念のひとつに掲げている。当社はコンプライアンス体制の基礎としてコンプライアンス規程を定め、取締役会が任命するチーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的なモニタリングを通じ、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (b) 役職員の行動規範としてコンプライアンス規程第5条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。とりわけ、各国競争法の遵守、反社会的勢力に対する毅然とした対応、インサイダー取引の禁止、贈収賄の禁止、顧客及び会社等の秘密情報の保持、差別・ハラスメントの禁止等を徹底する。
- (c) 全ての役職員を対象に、独占禁止法、金融商品取引法、不正競争防止法等の各種法令・規則、及び社内規程に関する階層別研修、分野別研修、e-ラーニングなどを実施し、コンプライアンス違反の予防並びに改善措置を講じると共に、コンプライアンス意識の徹底・向上を図る。
- (d) コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス違反に関する報告・相談のための社内窓口及び社外弁護士によるコンプライアンス相談窓口を設置するなど報告・相談システムを整備し、運用を行う。当社は当社グループの役職員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する。

<コーポレートガバナンス>

- (e) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、コンプライアンス違反行為を未然に防止する。また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わり、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督促する。

- (f) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行なう。
- (g) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。
- (h) 内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を置く。

ロ. 取締役及び執行役員の人事並びに報酬決定プロセスの客観性と透明性を確保するための体制

- (a) 取締役及び執行役員の指名並びに報酬等に係る手続きの客観性と透明性を高め、説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置する。
- (b) 指名諮問委員会及び報酬諮問委員会は会長、社長、及び独立社外取締役全員で構成され、委員長は取締役会の決議によって独立社外取締役の中から選定される。
- (c) 指名諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任及び解任等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (d) 報酬諮問委員会は取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の報酬及び待遇等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行う。
- (e) 取締役会は指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の答申を尊重する。

ハ. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書又は電子情報により、文書管理規程及び電子情報セキュリティ規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、随時これらの文書を閲覧できるものとする。

ニ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。

(a) 海運市況リスク

当社の主たる事業である海上輸送の分野においては、世界の荷動き量及び船腹供給量の動向が船腹需給に影響を及ぼし、運賃及び傭船料の市況が変動する為、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。

(b) 船舶の安全運航

経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行ない、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。

(c) 市場リスク

船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。

ホ. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
- (b) 経営会議は社長執行役員が指名し、取締役会が承認するメンバーにより構成され、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (c) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行なう。

ヘ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理規程を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - (b) 内部監査室は、財務報告に関わる内部統制の有効性を評価する。評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- ト. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
 - (b) グループ会社の経営管理については、グループ全体の経営計画及び年度予算に基づき、各社における業務の執行状況を管理する。また、各社の事業内容によって管理担当部室を定め、担当部室長は、グループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の取締役等から適時必要な報告を受け、経営状態及び事業リスクを適切に把握するとともに、重要経営事項については、当社の承認を得てこれを実行するよう求め、グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう必要な経営資源を適時適切に配分する。但し、組織規程に基づき準社内組織と位置付けられたグループ会社については、担当部室長に代わり担当役員がこれを行う。
 - (c) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。当社はグループ会社に対し、当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する報告・相談についての秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証することを求める。
 - (d) グループ会社の監査については、各社が適切に内部監査体制を構築すると共に、当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき定期及び随時に国内外のグループ会社の内部監査を行う。
- チ. 監査役職務を補助する専任スタッフとその独立性に関する事項
- (a) 監査役職務を補助するため、監査役室を設置し、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
 - (b) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
 - (c) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。
- リ. 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役による監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- (a) 取締役、執行役員及び従業員が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び従業員は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。グループ会社の取締役、監査役、執行役員、及び従業員は、当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告できるものとする。
 - (b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。当社グループの役員によるコンプライアンス違反行為に関する監査役への報告・相談については秘密を厳守するとともに、当該報告・相談をしたことを理由に不利益な処遇がなされないことを保証する
 - (c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
 - (d) 内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役による監査の実効的な実施に協力する。
 - (e) 監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

⑥ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの対象となる役員の員数、報酬等の種類別の総額及び報酬等の総額

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬額の総額 (百万円)
		月例報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	6	235	—	20	256
監査役 (社外監査役を除く。)	2	55	—	—	55
社外役員	6	45	—	3	48

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら、人材を確保するにふさわしく、業績達成の動機付けとなる業績連動性を有し、中長期の企業価値と連動するよう、役員報酬体系を策定しております。また、社外取締役全員に、取締役会の決議により決定した代表取締役会長執行役員及び代表取締役社長執行役員を加えた委員により構成され、社外取締役が委員長を務める「報酬諮問委員会」を設置し、取締役（社外を含む）の報酬及び待遇の体系や算定方法、ならびに個人別の報酬及び待遇の内容につき審議を行なっております。

これらに基づき、役員報酬は、「月例報酬」、単年度の業績を反映した「賞与」、中長期の企業価値と連動する「ストックオプション報酬」で構成しております。「月例報酬」につきましては、各取締役の役位に応じて、毎月定額を支給しております。「賞与」につきましては、全社業績の達成度に応じた役位ごとの基準額に担当部門業績を個人別評価として加味し、毎年6月に支給しております。「ストックオプション報酬」につきましては、各取締役の役位に応じて毎年8月に付与しております。

監査役報酬については、株主総会で定められた上限の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めております。監査役には、賞与・ストックオプションは付与していません。

⑦ 責任限定契約の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項とその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑫ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

186銘柄 95,333百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三井物産(株)	5,497,500	7,119	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
住友商事(株)	4,832,793	5,405	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
(株)近鉄エクスプレス	3,599,000	5,384	ロジスティクス事業における協力関係の強化、業務提携推進の為
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	2,607,448	3,952	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
本田技研工業(株)	1,096,000	3,382	自動車専用船事業及びコンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
マツダ(株)	1,600,200	2,794	自動車専用船事業及びコンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	804,805	2,523	当社グループと同社グループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係の維持、強化を図る為
三井不動産(株)	711,554	1,998	不動産事業において協力関係にあり、その関係の維持、強化を図る為
電源開発(株)	562,700	1,977	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
(株)名村造船所	2,065,700	1,741	船隊整備、技術開発等で幅広い協力関係を構築しており、当該関係の維持、強化を図る為
新日鐵住金(株)	709,853	1,534	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
三井造船(株)	8,775,000	1,474	船隊整備、技術開発等で幅広い協力関係を構築しており、当該関係の維持、強化を図る為
出光興産(株)	699,200	1,404	油送船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
名港海運(株)	1,483,895	1,397	港湾ターミナル事業における協力関係の維持、強化を図る為
昭和シェル石油(株)	1,380,000	1,393	油送船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
日本碍子(株)	664,157	1,380	コンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
東北電力(株)	900,000	1,306	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
富士フイルムホールディングス(株)	270,300	1,203	コンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
JXホールディングス(株)	2,660,868	1,154	油送船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
東京瓦斯(株)	1,946,700	1,021	LNG船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三井住友フィナンシャルグループ	296,775	1,012	同社グループの(株)三井住友銀行は主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為
(株)神戸製鋼所	10,164,800	1,006	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
丸紅(株)	1,690,041	963	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
明治海運(株)	2,463,200	889	船舶管理業務の分野において同社グループと協力関係にあり、関係の維持、強化を図る為
乾汽船(株)	980,252	805	ドライバルク船事業における同社との協力関係の維持、強化を図る為
東京海上ホールディングス(株)	205,940	782	当社グループと同社グループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係の維持、強化を図る為
東京汽船(株)	1,101,900	749	曳船事業の分野で協力関係にあり、関係の維持、強化を図る為
住友金属鉱山(株)	659,000	736	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
Dah Sing Financial Holdings Ltd.	1,018,145	705	香港・中国における企業情報の取得等で協力関係にあり、その維持、強化を図る為

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	1,500,000	4,629	自動車専用船事業及びコンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)
三井物産(株)	3,000,000	3,885	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)
住友商事(株)	2,400,000	2,684	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)
トヨタ自動車(株)	388,000	2,309	自動車専用船事業及びコンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)
住友化学(株)	2,060,000	1,048	コンテナ船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(注) 2. みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものです。「保有目的」には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しております。

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
三井物産(株)	5,497,500	8,864	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
住友商事(株)	4,832,793	7,237	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
(株)近鉄エクスプレス	3,599,000	6,053	ロジスティクス事業における協力関係の強化、業務提携推進の為
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	2,607,448	4,976	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
本田技研工業(株)	1,096,000	3,672	自動車専用船事業及びコンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	804,805	2,849	当社グループと同社グループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係の維持、強化を図る為
出光興産(株)	699,200	2,705	油送船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
マツダ(株)	1,600,200	2,565	自動車専用船事業及びコンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
新日鐵住金(株)	709,853	1,820	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
三井不動産(株)	711,554	1,689	不動産事業において協力関係にあり、その関係の維持、強化を図る為
日本碍子(株)	664,157	1,673	コンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
名港海運(株)	1,483,895	1,610	港湾ターミナル事業における協力関係の維持、強化を図る為
昭和シェル石油(株)	1,380,000	1,555	油送船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
三井造船(株)	8,775,000	1,509	船隊整備、技術開発等で幅広い協力関係を構築しており、当該関係の維持、強化を図る為
電源開発(株)	562,700	1,465	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
JXホールディングス(株)	2,660,868	1,454	油送船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
(株)名村造船所	2,065,700	1,375	船隊整備、技術開発等で幅広い協力関係を構築しており、当該関係の維持、強化を図る為
東北電力(株)	900,000	1,357	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
(株)三井住友フィナンシャルグループ	296,775	1,200	同社グループの(株)三井住友銀行は主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為
富士フイルムホールディングス(株)	270,300	1,175	コンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
丸紅(株)	1,690,041	1,158	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
住友金属鉱山(株)	659,000	1,043	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
(株)神戸製鋼所(注)	1,016,480	1,032	ドライバルク船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為
東京瓦斯(株)	1,946,700	986	LNG船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東京海上ホールディングス(株)	205,940	967	当社グループと同社グループ会社との間に保険取引関係があり、その取引関係の維持、強化を図る為
乾汽船(株)	957,752	891	ドライバルク船事業における同社との協力関係の維持、強化を図る為
東京汽船(株)	1,101,900	825	曳船事業の分野で協力関係にあり、関係の維持、強化を図る為
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,139,510	797	同社グループの(株)三菱東京UFJ銀行は主要取引銀行であり、同社との取引関係の維持、強化を図る為
横浜ゴム(株)	301,875	657	コンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為

(注) (株)神戸製鋼所は、平成28年10月1日付で10株を1株の併合比率で株式併合しております。

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	1,500,000	5,026	自動車専用船事業及びコンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)
三井物産(株)	3,000,000	4,837	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)
住友商事(株)	2,400,000	3,594	不定期専用船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)
トヨタ自動車(株)	388,000	2,344	自動車専用船事業及びコンテナ船事業における主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)
住友化学(株)	2,060,000	1,281	コンテナ船事業を中心に主要取引先であり、取引関係の維持、強化を図る為 (議決権行使の指図権限を有する)

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

(注) 2. みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものです。「保有目的」には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しております。

- ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	108	4	116	87
連結子会社	103	2	106	2
計	212	7	223	89

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の主要な海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、監査証明業務等に基づく報酬を支払っています。

（当連結会計年度）

当社の主要な海外連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGグループに対して、監査証明業務等に基づく報酬を支払っています。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、「海外子会社等の財務報告体制に関する助言・支援業務」となっております。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、「財務デュー・デリジェンスに関する支援業務」などがあります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士の職務の執行状況、その他諸般の事情を総合的に勘案したものであります。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の開催するセミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
売上高	1,712,222	1,504,373
売上原価	※1 1,594,568	※1 1,388,264
売上総利益	117,653	116,109
販売費及び一般管理費	※2, ※3 115,330	※2, ※3 113,551
営業利益	2,323	2,558
営業外収益		
受取利息	4,078	5,918
受取配当金	6,131	6,021
持分法による投資利益	9,178	5,543
為替差益	23,907	24,179
その他営業外収益	7,451	3,875
営業外収益合計	50,747	45,538
営業外費用		
支払利息	14,576	19,037
その他営業外費用	※4 2,227	※4 3,633
営業外費用合計	16,803	22,670
経常利益	36,267	25,426
特別利益		
固定資産売却益	※5 9,430	※5 6,125
関係会社株式売却益	816	20,007
その他特別利益	19,764	9,073
特別利益合計	30,011	35,206
特別損失		
固定資産売却損	※6 628	※6 1,259
減損損失	—	※7 22,273
構造改革費用	※8 179,290	※8 6,490
その他特別損失	40,745	7,304
特別損失合計	220,665	37,328
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失(△)	△154,385	23,303
法人税、住民税及び事業税	11,133	13,323
法人税等調整額	260	△625
法人税等合計	11,394	12,698
当期純利益又は当期純損失(△)	△165,779	10,605
非支配株主に帰属する当期純利益	4,668	5,348
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△170,447	5,257

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益又は当期純損失(△)	△165,779	10,605
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△24,186	8,768
繰延ヘッジ損益	△31,368	13,070
為替換算調整勘定	△1,519	2,463
退職給付に係る調整額	△5,369	2,944
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,474	4,100
その他の包括利益合計	※ △65,918	※ 31,347
包括利益	△231,698	41,952
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△233,643	35,183
非支配株主に係る包括利益	1,945	6,769

②【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	44,468	533,484	△6,823	636,530
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）				7	7
剰余金の配当			△8,970		△8,970
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△170,447		△170,447
持分法の適用範囲の変動			140		140
自己株式の取得				△47	△47
自己株式の処分			△27	15	△11
連結子会社株式の 取得による持分の増減		920			920
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	920	△179,305	△24	△178,409
当期末残高	65,400	45,388	354,179	△6,847	458,121

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	44,260	68,769	27,673	5,322	146,026	2,553	107,324	892,435
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）						△7		-
剰余金の配当								△8,970
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）								△170,447
持分法の適用範囲の変動								140
自己株式の取得								△47
自己株式の処分								△11
連結子会社株式の 取得による持分の増減								920
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△23,310	△33,735	△787	△5,362	△63,195	134	△4,032	△67,093
当期変動額合計	△23,310	△33,735	△787	△5,362	△63,195	127	△4,032	△245,510
当期末残高	20,950	35,033	26,885	△39	82,830	2,681	103,292	646,924

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	65,400	45,388	354,179	△6,847	458,121
当期変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）				4	4
剰余金の配当			△4,186		△4,186
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,257		5,257
連結範囲の変動			36		36
自己株式の取得				△23	△23
自己株式の処分			△23	45	22
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△6			△6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△6	1,083	27	1,104
当期末残高	65,400	45,382	355,263	△6,820	459,226

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	20,950	35,033	26,885	△39	82,830	2,681	103,292	646,924
当期変動額								
新株の発行 （新株予約権の行使）						△4		－
剰余金の配当								△4,186
親会社株主に帰属する 当期純利益								5,257
連結範囲の変動								36
自己株式の取得								△23
自己株式の処分								22
連結子会社株式の 取得による持分の増減								△6
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	7,403	19,292	292	2,938	29,926	△228	5,898	35,596
当期変動額合計	7,403	19,292	292	2,938	29,926	△233	5,898	36,696
当期末残高	28,353	54,326	27,178	2,898	112,757	2,447	109,190	683,621

③【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	146,260	177,145
受取手形及び営業未収金	130,293	130,420
有価証券	20,000	12,800
たな卸資産	※1 27,860	※1 36,358
繰延及び前払費用	66,101	60,888
繰延税金資産	1,449	1,273
その他流動資産	65,486	63,020
貸倒引当金	△975	△428
流動資産合計	456,475	481,477
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	※2, ※4 822,269	※2, ※4 756,930
建物及び構築物（純額）	※2 159,483	※2 153,767
機械装置及び運搬具（純額）	※2 22,827	※2 26,630
器具及び備品（純額）	※2 4,481	※2 5,366
土地	221,614	221,342
建設仮勘定	※4 143,342	156,935
その他有形固定資産（純額）	※2 2,412	※2 2,693
有形固定資産合計	1,376,431	1,323,665
無形固定資産	33,483	31,287
投資その他の資産		
投資有価証券	※3, ※4 215,055	※3, ※4 231,978
長期貸付金	49,014	62,796
長期前払費用	3,565	6,824
退職給付に係る資産	13,291	15,390
繰延税金資産	4,422	3,535
その他長期資産	※3 69,909	※3 62,661
貸倒引当金	△2,061	△2,089
投資その他の資産合計	353,197	381,097
固定資産合計	1,763,112	1,736,051
資産合計	2,219,587	2,217,528

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び営業未払金	127,171	125,118
短期社債	45,000	20,000
短期借入金	※4 107,976	※4 133,155
未払法人税等	4,871	6,642
前受金	29,326	32,258
繰延税金負債	711	1,188
賞与引当金	4,484	4,402
役員賞与引当金	130	153
事業整理損失引当金	71,007	2,753
契約損失引当金	8,603	1,239
その他流動負債	64,508	56,544
流動負債合計	463,794	383,456
固定負債		
社債	220,840	210,595
長期借入金	※4 648,116	※4 738,163
リース債務	20,947	18,371
繰延税金負債	81,553	56,678
退職給付に係る負債	13,442	12,445
役員退職慰労引当金	1,659	1,459
特別修繕引当金	14,854	18,566
契約損失引当金	—	226
環境対策引当金	—	620
その他固定負債	107,454	93,325
固定負債合計	1,108,868	1,150,450
負債合計	1,572,662	1,533,907
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	45,388	45,382
利益剰余金	354,179	355,263
自己株式	△6,847	△6,820
株主資本合計	458,121	459,226
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20,950	28,353
繰延ヘッジ損益	35,033	54,326
為替換算調整勘定	26,885	27,178
退職給付に係る調整累計額	△39	2,898
その他の包括利益累計額合計	82,830	112,757
新株予約権	2,681	2,447
非支配株主持分	103,292	109,190
純資産合計	646,924	683,621
負債純資産合計	2,219,587	2,217,528

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益 又は税金等調整前当期純損失 (△)	△154,385	23,303
減価償却費	92,771	87,190
減損損失	—	22,273
構造改革費用	179,290	6,490
持分法による投資損益 (△は益)	△9,178	△5,543
引当金の増減額 (△は減少)	△1,096	△20,053
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△454	1,996
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△233	△755
受取利息及び受取配当金	△10,210	△11,939
支払利息	14,576	19,037
有形固定資産除売却損益 (△は益)	△8,643	△4,516
関係会社株式売却損益 (△は益)	△816	△19,946
為替差損益 (△は益)	△25,083	△25,818
売上債権の増減額 (△は増加)	47,462	△1,683
たな卸資産の増減額 (△は増加)	21,184	△8,691
仕入債務の増減額 (△は減少)	△38,943	△573
その他	118,756	△31,167
小計	224,997	29,602
利息及び配当金の受取額	14,099	15,351
利息の支払額	△14,306	△18,778
法人税等の支払額	△15,600	△8,551
営業活動によるキャッシュ・フロー	209,189	17,623
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	△7,919	△14,533
投資有価証券の売却及び償還による収入	16,371	27,738
有形及び無形固定資産の取得による支出	△123,839	△143,177
有形及び無形固定資産の売却による収入	69,202	71,350
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	△5,458	△6,652
長期貸付けによる支出	△32,983	△21,374
長期貸付金の回収による収入	49,311	9,832
その他	8,635	2,876
投資活動によるキャッシュ・フロー	△26,681	△73,941

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△40,010	9,907
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	△5,500	—
長期借入れによる収入	80,884	239,075
長期借入金の返済による支出	△152,552	△119,252
社債の発行による収入	—	10,000
社債の償還による支出	△15,600	△45,000
配当金の支払額	△8,927	△4,258
非支配株主への配当金の支払額	△1,115	△1,018
その他	△5,914	△2,323
財務活動によるキャッシュ・フロー	△148,735	87,129
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,125	△3,454
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	30,647	27,357
現金及び現金同等物の期首残高	128,801	159,449
連結の範囲の変更に伴う	—	37
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		
現金及び現金同等物の期末残高	※ 159,449	※ 186,844

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数：368社（うち支配力基準を適用した会社数4社）

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しておりません。

当連結会計年度より、重要性の観点等より宇徳流通サービス（株）を含む16社を新たに連結しました。

また、連結子会社でありましたHERMEX DISTRIBUTION B.V. を含む10社は清算終了等により、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の社名はアジアカーゴサービス㈱であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 76社

主要な持分法適用関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略してしております。

当連結会計年度より、新たに株式を取得しましたAVIUM SUBSEA ASを含む2社に持分法を適用しております。

また、持分法適用会社でありましたJ.F. HILLEBRAND GROUP AGを含む2社は保有株式の売却等により、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（アジアカーゴサービス㈱他）及び関連会社（㈱空見コンテナセンター他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社12社と在外連結子会社301社は12月31日を決算日とし、また、国内連結子会社3社は2月末日を決算日としております。従い、連結決算日である3月31日と差異がありますが、連結財務諸表作成のための決算は行っておりません。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

(イ) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

(ロ) 満期保有目的の債券

償却原価法

(ハ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

ロ デリバティブ

時価法

ハ たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

(イ) 船舶

主として定額法。一部の船舶について定率法。

(ロ) 建物

主として定額法。

(ハ) その他有形固定資産

主として定率法。

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

イ 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

ロ 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

当社及び一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。

ニ 事業整理損失引当金

事業の整理等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

ホ 契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

ヘ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ト 特別修繕引当金

船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。

チ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処分等に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次連結会計年度から費用処理しております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。

その他：主として航海完了基準を採用しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

ロ 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	貸船料及び外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

ハ ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、原則として発生日以後5年で均等償却しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 支払利息に係る会計処理

当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。なお、当連結会計年度中に取得原価に算入した支払利息は1,407百万円であります。

ロ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更に伴う当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「その他特別利益」に含めて表示しておりました「関係会社株式売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」、「備船解約金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他特別利益」に含めて表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「投資有価証券売却益」12,933百万円、「備船解約金」4,059百万円、「その他特別利益」3,588百万円は、「関係会社株式売却益」816百万円、「その他特別利益」19,764百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「特別損失」の「関係会社株式評価損」は、当連結会計年度では発生していないため、当連結会計年度より「その他特別損失」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「関係会社株式評価損」26,228百万円、「その他特別損失」14,517百万円は、「その他特別損失」40,745百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社株式売却損益(△は益)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。また、前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券売却損益(△は益)」、「その他長期資産の増減額(△は増加)」は、金額的重要性が乏しくなったため、及び、「関係会社株式評価損」は当連結会計年度では発生していないため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。これらの表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「投資有価証券売却損益(△は益)」に表示していた△12,914百万円、「関係会社株式評価損」に表示していた26,228百万円、「その他長期資産の増減額(△は増加)」に表示していた91,997百万円、「その他」に表示していた12,629百万円は、「関係会社株式売却損益(△は益)」△816百万円、「その他」118,756百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「子会社株式の売却による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「子会社株式の売却による収入」に表示していた11,137百万円は、「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」及び「自己株式の売却による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「自己株式の取得による支出」に表示していた△47百万円、「自己株式の売却による収入」に表示していた28百万円は、「その他」として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(定期コンテナ船事業統合に関する契約締結について)

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会における決議に基づき、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社と関係当局の許認可等を前提として、新たに定期コンテナ船事業(海外ターミナル事業含む)統合を目的とした合弁会社を設立し、定期コンテナ船事業を統合すること、(以下「本統合」)について事業統合契約及び株主間契約を締結致しました。概要は以下の通りであります。

(1) 本統合の概要

定期コンテナ船事業は成長産業であるものの、ここ数年は貨物需要の成長が鈍化する一方で、新造船竣工による船腹供給が増加し、需給バランスが大幅に悪化しました。その結果、市況の低迷が続き、収益の安定的確保が困難な状況となっております。これを受けて、昨年来、業界内では買収、合併など、運航規模拡大により競争力を高める動きが顕在化し、業界の構造自体が大きく変わろうとしています。このような事業環境下、当社は定期コンテナ船事業を安定的かつ持続的に運営するために、同事業の統合を行うことを決定致しました。

(2) 合弁会社の概要(予定)

①出資比率	当社	31%
	川崎汽船	31%
	日本郵船	38%
②出資額	約3,000億円(船舶、ターミナル株式の現物出資等を含む)	
③事業内容	定期コンテナ船事業(海外ターミナル含む)	
④船隊規模	約140万TEU(*)	
	注)平成28年10月時点での3社船隊規模合計(発注残を除く)	
	(*TEU: Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算)	

(3) 本統合の日程

①契約締結日	平成28年10月31日
②合弁会社設立日	平成29年7月1日(予定)
③サービス開始日	平成30年4月1日(予定)

(連結損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれる退職給付費用及び引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付費用	435百万円	1,384百万円
賞与引当金繰入額	881	844
特別修繕引当金繰入額	11,801	12,905
貸倒引当金繰入額	116	298

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
役員報酬及び従業員給与	53,384百万円	52,650百万円
退職給付費用	1,915	3,185
賞与引当金繰入額	4,144	4,160
役員賞与引当金繰入額	107	174
貸倒引当金繰入額	51	132
役員退職慰労引当金繰入額	573	418

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	166百万円	181百万円

※4 その他営業外費用に含まれる引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
貸倒引当金繰入額	143百万円	297百万円

※5 固定資産売却益の主なものは、船舶の売却によるものであります。

※6 固定資産売却損の主なものは、船舶の売却によるものであります。

※7 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	減損損失
事業用資産	船舶等	21,007百万円
売却予定資産	船舶	1,266百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分である事業ごとにグルーピングを行い、売却予定資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行なっております。

当連結会計年度において、事業用資産のうち収益性が著しく悪化したコンテナ船事業に係る資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

当連結会計年度において、不定期専用船事業に係る売却予定資産のうち、売却予定価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。また、正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額及び売却予定価額により評価しております。

※8 構造改革費用

ドライバルク船及びコンテナ船の構造改革実施に伴う減損損失及び事業整理損失引当金繰入額並びに備船解約損等を一括して構造改革費用に計上しております。その主な内訳は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
減損損失(注)	90,308百万円	為替変動による事業整理損失追加 計上額 6,490百万円
事業整理損失引当金繰入額	71,007	
備船解約損	9,458	
その他	8,515	
計	179,290	計 6,490

(注) 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	減損損失
事業用資産	船舶等	56,449百万円
売却予定資産	船舶等	33,858百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分である事業ごとにグルーピングを行い、売却予定資産及び遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行なっております。

前連結会計年度において、事業用資産のうち収益性が著しく悪化したコンテナ船事業に係る資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を構造改革費用として特別損失に計上しました。

前連結会計年度において、不定期専用船事業に係る売却予定資産のうち、売却予定価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を構造改革費用として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しております。また、正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額及び売却予定価額により評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△22,226百万円	13,932百万円
組替調整額	△12,790	△1,413
税効果調整前	△35,016	12,518
税効果額	10,830	△3,750
その他有価証券評価差額金	△24,186	8,768
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△31,037	30,282
組替調整額	△13,985	△19,502
資産の取得原価調整額	0	166
税効果調整前	△45,022	10,945
税効果額	13,654	2,124
繰延ヘッジ損益	△31,368	13,070
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△5,247	3,148
組替調整額	3,727	△684
為替換算調整勘定	△1,519	2,463
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△6,483	2,965
組替調整額	△1,191	1,153
税効果調整前	△7,674	4,118
税効果額	2,305	△1,174
退職給付に係る調整額	△5,369	2,944
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△8,185	△1,521
組替調整額	3,090	5,569
資産の取得原価調整額	1,620	52
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,474	4,100
その他の包括利益合計	△65,918	31,347

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	1,206,286	—	—	1,206,286
合計	1,206,286	—	—	1,206,286
自己株式				
普通株式(注)1、2	10,186	140	104	10,222
合計	10,186	140	104	10,222

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加140千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少104千株は、ストック・オプションの行使による減少60千株及び単元未満株式の売渡しによる減少44千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	2,681
合計		—	—	—	—	—	2,681

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,784	4.0	平成27年3月31日	平成27年6月24日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	4,186	3.5	平成27年9月30日	平成27年11月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,794	利益剰余金	1.5	平成28年3月31日	平成28年6月22日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	1,206,286	—	—	1,206,286
合計	1,206,286	—	—	1,206,286
自己株式				
普通株式（注）1、2	10,222	84	75	10,231
合計	10,222	84	75	10,231

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加84千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少75千株は、ストック・オプションの行使による減少51千株及び単元未満株式の売渡しによる減少24千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	2,447
	合計	—	—	—	—	—	2,447

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,794	1.5	平成28年3月31日	平成28年6月22日
平成28年10月31日 取締役会	普通株式	2,392	2.0	平成28年9月30日	平成28年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
原材料及び貯蔵品	26,602百万円	34,684百万円
その他	1,258	1,674

※2 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	834,197百万円	885,171百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式) (うち共同支配企業に対する投資 の金額)	120,667百万円 (74,074)	投資有価証券(株式) (うち共同支配企業に対する投資 の金額) 125,628百万円 (81,505)
その他長期資産(出資金)	562	その他長期資産(出資金) 645

※4 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)	
担保資産		担保資産	
船舶	245,710百万円	船舶	216,193百万円
建設仮勘定	26,108	建設仮勘定	—
投資有価証券	76,622	投資有価証券	83,029
計	348,441	計	299,222
担保付債務		担保付債務	
短期借入金	14,499	短期借入金	12,175
長期借入金	158,772	長期借入金	160,119
計	173,271	計	172,294

担保に供した投資有価証券のうち、

- イ) 40,473百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在対応債務は存在しておりません。また、うち11,143百万円については、連結子会社株式であり、連結貸借対照表上相殺消去されております。
- ロ) 36,067百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。
- ハ) 81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

担保に供した投資有価証券のうち、

- イ) 45,855百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在対応債務は存在しておりません。また、うち15,429百万円については、連結子会社株式であり、連結貸借対照表上相殺消去されております。
- ロ) 37,092百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。
- ハ) 81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

5 偶発債務
保証債務等

前連結会計年度 (平成28年 3月31日)		当連結会計年度 (平成29年 3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
T. E. N. GHANA MV25 B. V. (船舶設備資金借入金他)	26, 123百万円 (US\$227, 451千)	TARTARUGA MV29 B. V. (船舶設備資金借入金他)	29, 235百万円 (US\$259, 381千)
CARIOCA MV27 B. V. (船舶設備資金借入金他)	25, 456 (US\$206, 591千)	T. E. N. GHANA MV25 B. V. (船舶設備資金借入金他)	28, 741 (US\$252, 817千)
CERNAMBI NORTE MV26 B. V. (船舶設備資金借入金他)	19, 987 (US\$160, 169千)	CARIOCA MV27 B. V. (船舶設備資金借入金他)	28, 706 (US\$240, 785千)
TARTARUGA MV29 B. V. (船舶設備資金借入金他)	14, 282 (US\$123, 961千)	LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	10, 056 (US\$88, 630千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	10, 125 (US\$89, 859千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9, 178 (US\$81, 809千)
ICE GAS LNG SHIPPING CO. LTD. (船舶設備資金借入金他)	9, 676 (US\$85, 873千)	ICE GAS LNG SHIPPING CO. LTD. (船舶設備資金借入金他)	8, 633 (US\$76, 955千)
JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	7, 040 (US\$62, 478千)	AVIUM SUBSEA AS (船舶設備資金借入金)	7, 217 (US\$64, 332千)
LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	5, 710 (US\$45, 990千)	JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	6, 306 (US\$56, 214千)
LNG JUROJIN SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	4, 474	LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	4, 215
LNG FUKUROKUJU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	4, 296	LNG JUROJIN SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	4, 116
CERNAMBI SUL MV24 B. V. (金利スワップ関連他)	3, 359 (US\$13, 728千)	CERNAMBI NORTE MV26 B. V. (金利スワップ関連他)	2, 831 (US\$14, 839千)
MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	2, 919	MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	2, 675
DUQM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	2, 307 (US\$20, 480千)	BLEU TIGRE CORP. (船舶設備資金借入金)	2, 118 (US\$18, 884千)
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1, 754 (US\$15, 573千)	DUQM MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	2, 010 (US\$17, 920千)
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1, 742 (US\$15, 459千)	CERNAMBI SUL MV24 B. V. (金利スワップ関連他)	1, 866 (US\$7, 945千)
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1, 676 (US\$14, 875千)	HAIMA MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1, 528 (US\$13, 627千)
LNG EBISU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	1, 218	RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1, 526 (US\$13, 602千)
従業員 (住宅・教育ローン)	376	AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION CO. S. A. (船舶設備資金借入金)	1, 478 (US\$13, 175千)
㈱ワールド流通センター (倉庫建設資金借入金)	254	LNG EBISU SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金)	997
その他 15件	5, 870 (US\$39, 804千他)	従業員 (住宅・教育ローン) その他 15件	330 5, 657 (US\$39, 955千他)
合計 (円貨)	148, 653	合計 (円貨)	159, 430
合計 (外貨/内数)	(US\$1, 122, 296千他)	合計 (外貨/内数)	(US\$1, 260, 875千他)

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。
外貨による保証残高US\$1, 122, 296千他の円貨額は126, 468
百万円であります。

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。
外貨による保証残高US\$1, 260, 875千他の円貨額は141, 457
百万円であります。

6 貸出コミットメント契約

当社連結子会社において貸出コミットメント契約を締結しております。当該契約で設定された貸出コミットメントは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸付限度額の総額	13,521百万円	16,267百万円
貸付実行残高	9,577	16,267
差引額	3,943	—

7 その他

(1) 訴訟

当社は、平成26年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

(2) その他

当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金額的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	146,260百万円	177,145百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△6,810	△3,101
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資(有価証券)	20,000	12,800
現金及び現金同等物	159,449	186,844

(リース取引関係)

(借主側)

1. リース取引開始日が、平成20年3月31日以前で、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
支払リース料	125	13
減価償却費相当額	41	10
支払利息相当額	1	0

(2) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として、連結貸借対照表上の各科目の償却方法に準じ、定率法又は定額法によっております。

(3) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	51,195	45,021
1年超	286,546	284,385
合計	337,742	329,407

(貸主側)

オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	14,145	17,716
1年超	42,866	34,958
合計	57,012	52,674

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金を主に銀行借入により調達しております。更に、安定的な経常運転資金枠の確保・緊急時の流動性補完を目的に国内金融機関からコミットメントラインを設定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利キャップ取引）を利用して支払利息の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金及び社債は、為替変動リスクに晒されておりますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務、長期借入金及び社債に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ、長期借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引及び金利キャップ取引、船舶燃料油の価格の変動に対するヘッジを目的とした燃料油スワップ等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にしたがって行い、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

また、営業債務、借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは返済資金手当てのリスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により資金管理を行うほか、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	146,260	146,260	—
(2) 受取手形及び営業未収金	130,293	130,293	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	20,000	20,000	—
(4) 短期貸付金	10,988	10,988	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	87,318	87,318	—
(6) 長期貸付金(*1)	59,130	64,560	5,430
資産計	453,990	459,420	5,430
(1) 支払手形及び営業未払金	127,171	127,171	—
(2) 短期借入金	30,275	30,275	—
(3) 社債(*2)	265,840	261,863	△3,976
(4) 長期借入金(*3)	725,818	746,599	20,781
負債計	1,149,105	1,165,910	16,805
デリバティブ取引(*4)	16,404	16,187	△217

(*1)長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた10,117百万円が含まれております。

(*2)社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた45,000百万円が含まれております。

(*3)長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた77,701百万円が含まれております。

(*4)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び営業未収金、(4)短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券、(5)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6)長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

負債

(1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

これらの時価については、市場価格に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	177,145	177,145	—
(2) 受取手形及び営業未収金	130,420	130,420	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	12,800	12,800	—
(4) 短期貸付金	17,262	17,262	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	98,675	98,675	—
(6) 長期貸付金(*1)	70,799	74,695	3,896
資産計	507,103	510,999	3,896
(1) 支払手形及び営業未払金	125,118	125,118	—
(2) 短期借入金	39,163	39,163	—
(3) 社債(*2)	230,595	231,949	1,354
(4) 長期借入金(*3)	832,154	849,862	17,708
負債計	1,227,031	1,246,094	19,063
デリバティブ取引(*4)	18,745	18,592	△153

(*1) 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた8,002百万円が含まれております。

(*2) 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた20,000百万円が含まれております。

(*3) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた93,991百万円が含まれております。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

負債

(1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 社債

これらの時価については、市場価格に基づき算定しております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、外貨建の長期借入金の一部については、通貨スワップの振当処理により固定された金額によって評価しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
①非上場株式	7,062	7,662
②関係会社株式	120,667	125,628
③その他	6	11

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	146,260	—	—	—
受取手形及び営業未収金	130,293	—	—	—
短期貸付金	10,988	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの（国債・地方債等）	—	10	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（社債）	—	200	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（その他）	20,000	—	—	—
長期貸付金	10,117	9,570	4,282	35,161
合計	317,658	9,780	4,282	35,161

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	177,145	—	—	—
受取手形及び営業未収金	130,420	—	—	—
短期貸付金	17,262	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期が あるもの（国債・地方債等）	—	10	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（社債）	—	200	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（その他）	12,800	—	—	—
長期貸付金	8,002	3,853	5,785	53,158
合計	345,631	4,063	5,785	53,158

4. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	30,275	—	—	—	—	—
社債	45,000	20,000	33,804	28,500	37,536	101,000
長期借入金	77,701	95,402	108,521	53,906	77,830	312,456
リース債務	2,099	2,123	2,094	1,514	1,464	13,751
合計	155,075	117,525	144,419	83,920	116,831	427,207

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	39,163	—	—	—	—	—
社債	20,000	33,657	28,500	37,438	17,800	93,200
長期借入金	93,991	112,065	69,228	90,334	80,418	386,116
リース債務	2,115	2,071	1,536	1,449	1,449	11,865
合計	155,270	147,793	99,264	129,222	99,667	491,181

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年3月31日現在)

該当事項はありません。

3 その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	66,377	33,086	33,291
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	10	10	0
	②社債	215	200	15
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	66,602	33,296	33,306
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	20,716	23,493	△2,777
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	20,000	20,000	—
	小計	40,716	43,493	△2,777
合計		107,318	76,790	30,528

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 7,062百万円)及びその他(連結貸借対照表計上額 6百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成29年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	89,266	43,974	45,291
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	10	10	0
	②社債	211	200	11
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	89,488	44,184	45,303
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	9,186	11,065	△1,878
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	12,800	12,800	—
	小計	21,986	23,865	△1,878
合計		111,475	68,050	43,424

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 7,662百万円）及びその他（連結貸借対照表計上額 11百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	15,278	12,933	1
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	15,278	12,933	1

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	3,346	2,249	406
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3,346	2,249	406

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について26,284百万円減損処理を行っております。また、当連結会計年度において、有価証券について12百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、原則として期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	0	—	0	0
	買建				
米ドル	259	—	△8	△8	
その他	23	—	0	0	
合計		284	—	△8	△8

(注) 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	1,563	—	5	5
	買建				
米ドル	41	—	0	0	
その他	24	—	△0	△0	
合計		1,628	—	4	4

(注) 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

② 金利関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 (受取変動、支払固定)	25,435	24,086	△2,090	△2,090
	(受取固定、支払変動)	9,033	9,033	199	199
合計		34,469	33,120	△1,890	△1,890

(注) 時価の算出法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 (受取変動、支払固定)	22,825	22,600	△1,684	△1,684
	(受取固定、支払変動)	15,590	15,590	△615	△615
合計		38,416	38,190	△2,299	△2,299

(注) 時価の算出法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

③ その他

前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	燃料油スワップ取引 (受取変動、支払固定)	375	—	△167	△167
	運賃先物取引 売建	239	—	△7	△7
合計		615	—	△175	△175

(注) 時価の算出法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	49,932	41,138	△853
	買建 米ドル	外貨建予定取引	55,420	55,420	△2,322
	通貨スワップ取引 売建 米ドル	借船料	6,458	6,458	△1,397
	買建 米ドル	貸船料	185,023	167,018	49,596
	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	307,775	305,188	△25,857
	燃料油スワップ取引 (受取変動・支払固定)	船舶燃料	2,669	1,364	△861
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	社債・長期借入金	20,757	20,757	△217
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	13,700	5,618	(注) 2
合計			641,737	602,964	18,084

(注) 1. 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	67,676	31,335	136
	買建 米ドル	外貨建予定取引	62,955	5,123	△989
	通貨スワップ取引 売建 米ドル	借船料	5,078	5,078	△906
	買建 米ドル	貸船料	164,416	156,058	40,852
	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	282,032	267,953	△18,207
	金利キャップ取引 買建	長期借入金	23,892	23,892	△47
	燃料油スワップ取引 (受取変動・支払固定)	船舶燃料	5,917	495	378
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	社債・長期借入金	20,617	20,617	△153
為替予約等の 振当処理	通貨スワップ取引	長期借入金	6,285	1,164	(注) 2
合計			638,872	511,718	21,062

(注) 1. 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。

退職一時金制度（非積立型制度ですが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがあります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	45,500百万円	46,769百万円
勤務費用	1,693	1,768
利息費用	485	407
数理計算上の差異の発生額	4,933	△193
退職給付の支払額	△5,844	△1,998
退職給付債務の期末残高	46,769	46,752

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（(3)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	66,168百万円	56,777百万円
期待運用収益	1,323	1,135
数理計算上の差異の発生額	△1,549	2,773
事業主からの拠出額	—	28
退職給付の支払額	△5,584	△1,757
退職給付信託の返還	△3,581	—
年金資産の期末残高	56,777	58,956

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
期首における退職給付に係る負債	11,403百万円	11,198百万円
期首における退職給付に係る資産	△1,138	△1,039
期首における退職給付に係る負債と資産の純額	10,264	10,158
退職給付費用	2,157	1,750
退職給付の支払額	△1,509	△1,979
制度への拠出額	△753	△682
連結範囲の変更に伴う増加額	—	12
期末における退職給付に係る負債	11,198	10,255
期末における退職給付に係る資産	△1,039	△995
期末における退職給付に係る負債と資産の純額	10,158	9,259

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	55,187百万円	54,257百万円
年金資産	△66,744	△68,910
	△11,556	△14,652
非積立型制度の退職給付債務	11,707	11,707
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	151	△2,944
退職給付に係る負債	13,442	12,445
退職給付に係る資産	△13,291	△15,390
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	151	△2,944

(注) 簡便法を採用した制度を含む。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	1,693百万円	1,768百万円
利息費用	485	407
期待運用収益	△1,323	△1,135
数理計算上の差異の費用処理額	△1,191	1,153
簡便法で計算した退職給付費用	2,157	1,750
その他	221	△23
確定給付制度に係る退職給付費用	2,043	3,919

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
数理計算上の差異	△7,674百万円	4,118百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△48百万円	4,070百万円

(8) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
株式	34%	31%
債券	23	26
共同運用資産	36	35
現金及び預金	7	8
その他	0	0
合 計	100	100

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度27%、当連結会計年度27%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	主として0.5%~1.1%	主として0.5%~1.1%
長期期待運用収益率	主として2.0%	主として2.0%
予想昇給率	主として0.51%~5.7%	主として0.51%~5.7%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度816百万円、当連結会計年度649百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費	145	88

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
その他特別利益	10	317

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員 17名 従業員 37名 国内連結子会社社長 37名	取締役 11名 執行役員 20名 従業員 33名 国内連結子会社社長 36名	取締役 11名 執行役員 20名 従業員 38名 国内連結子会社社長 36名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,700,000株	普通株式 1,710,000株	普通株式 1,760,000株
付与日	平成18年8月11日	平成19年8月10日	平成20年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左
権利行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員 20名 従業員 34名 国内連結子会社社長 35名	取締役 10名 執行役員 21名 従業員 36名 国内連結子会社社長 33名	取締役 10名 執行役員 22名 従業員 35名 国内連結子会社社長及び 社長 33名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,650,000株	普通株式 1,710,000株	普通株式 1,730,000株
付与日	平成21年8月14日	平成22年8月16日	平成23年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左
権利行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで	平成25年7月26日から 平成33年6月22日まで

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員 22名 従業員 33名 国内連結子会社社長 30名	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 38名 連結子会社社長 33名	取締役 9名 執行役員 19名 従業員 33名 連結子会社社長 32名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,640,000株	普通株式 1,600,000株	普通株式 1,480,000株
付与日	平成24年8月13日	平成25年8月16日	平成26年8月18日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左	同左
権利行使期間	平成26年7月28日から 平成34年6月21日まで	平成27年8月2日から 平成35年6月20日まで	平成28年8月2日から 平成36年6月23日まで

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名 執行役員 18名 従業員 37名 連結子会社社長 32名	取締役 9名 執行役員 18名 従業員 32名 子会社社長 37名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,550,000株	普通株式 1,580,000株
付与日	平成27年8月17日	平成28年8月15日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めは ありません。	同左
権利行使期間	平成29年8月1日から 平成37年6月20日まで	平成30年8月1日から 平成38年6月19日まで

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,423,000	1,650,000	1,720,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	1,423,000	10,000	10,000
未行使残	—	1,640,000	1,710,000

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,630,000	1,700,000	1,710,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	1,630,000	1,700,000	1,710,000

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	1,480,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	1,480,000
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,329,000	1,568,000	—
権利確定	—	—	1,480,000
権利行使	31,000	—	20,000
失効	—	—	—
未行使残	1,298,000	1,568,000	1,460,000

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度	1,550,000	—
付与	—	1,580,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,550,000	1,580,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	841	1,962	1,569
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	219	352	217

	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	639	642	468
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	136	203	87

	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	277	447	412
行使時平均株価 (円)	355	—	380
付与日における公正な評価単価 (円)	67	172	132

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	427	242
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	94	56

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年 ストック・オプション
株価変動性（注） 1.	39.53%
予想残存期間（注） 2.	5年11ヶ月
予想配当（注） 3.	5円/株
無リスク利率（注） 4.	△0.26%

（注） 1. 下記の期間の株価実績に基づき算定しております。

5年11ヶ月（平成22年9月から平成28年7月まで）

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成28年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	53,931百万円	70,898百万円
株式評価損自己否認額	1,518	757
賞与引当金	1,412	1,338
減損損失	26,346	20,873
貸倒引当金繰入超過額	892	585
退職給付に係る負債	4,650	4,696
役員退職慰労引当金	558	486
未実現固定資産売却益	1,434	1,302
事業整理損失引当金	20,237	784
契約損失引当金	1,203	390
繰延ヘッジ損益	—	20,207
関係会社からの備船契約譲渡	—	8,694
みなし配当	1,855	11,223
その他	4,055	7,162
繰延税金資産小計	118,097	149,402
評価性引当額	△110,910	△141,743
繰延税金資産合計	7,186	7,659
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△1,749	△2,564
特別償却準備金	△604	△722
その他有価証券評価差額金	△11,805	△15,332
退職給付信託設定益	△2,713	△2,713
評価差額	△17,179	△17,059
連結子会社留保利益等	△8,496	△7,706
繰延ヘッジ損益	△39,531	△11,968
その他	△1,499	△2,648
繰延税金負債合計	△83,580	△60,716
繰延税金負債の純額	△76,393	△53,056

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	1,449百万円	1,273百万円
固定資産－繰延税金資産	4,422	3,535
流動負債－繰延税金負債	△711	△1,188
固定負債－繰延税金負債	△81,553	△56,678

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)																				
税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right; width: 20%;">28.8 %</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.5</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△9.0</td> </tr> <tr> <td>トン数標準税制による影響</td> <td style="text-align: right;">△11.5</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の変動</td> <td style="text-align: right;">63.1</td> </tr> <tr> <td>持分法による投資利益</td> <td style="text-align: right;">△6.8</td> </tr> <tr> <td>連結子会社適用税率差異</td> <td style="text-align: right;">△10.0</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△1.6</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">54.5</td> </tr> </table>	法定実効税率	28.8 %	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.0	トン数標準税制による影響	△11.5	評価性引当額の変動	63.1	持分法による投資利益	△6.8	連結子会社適用税率差異	△10.0	その他	△1.6	税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.5
法定実効税率	28.8 %																				
(調整)																					
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.5																				
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△9.0																				
トン数標準税制による影響	△11.5																				
評価性引当額の変動	63.1																				
持分法による投資利益	△6.8																				
連結子会社適用税率差異	△10.0																				
その他	△1.6																				
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.5																				

(注) 連結子会社適用税率差異には、海外子会社の繰越欠損金にかかる評価性引当額の変動を含めております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。

これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	317,018	311,092
期中増減額	△5,926	△6,525
期末残高	311,092	304,566
期末時価	444,844	458,710

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は当社連結子会社のダイビル㈱でのリニューアル工事(1,367百万円)及び秋葉原駅付近土地区画整理事業内「保留地」隣地の取得(724百万円)によるものであり、主な減少額は減価償却(7,782百万円)によるものであります。当連結会計年度の主な減少額は減価償却(7,292百万円)によるものであります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、期中に新規取得したのものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
賃貸収益	28,491	30,245
賃貸費用	17,916	17,844
差額	10,574	12,400
その他損益(△は損失)	153	195

- (注) 1. 賃貸収益及び賃貸費用は、不動産賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、修繕費、水道光熱費、清掃費、人件費、租税公課等)であり、主な賃貸収益は「売上高」に、賃貸費用は「売上原価」に計上しております。
2. その他損益の主なものは、固定資産売却益であり、「特別利益」に計上されております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業を中心に事業活動を展開しております。なお、「不定期専用船事業」、「コンテナ船事業」、「フェリー・内航RORO船事業」及び「関連事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不定期専用船事業」は、ドライバルク船、油送船、海洋事業・LNG船、自動車専用船等の不定期専用船を保有、運航しております。「コンテナ船事業」は、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、運送代理店の展開などによりコンテナ定期航路を運営し、貨物輸送を行っております。また、ロジスティクス事業も行っております。「フェリー・内航RORO船事業」は、フェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。「関連事業」は、不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、建設業、人材派遣業などを営んでおります。

当連結会計年度より、一部の組織変更に伴い、従来の「フェリー・内航事業」を「フェリー・内航RORO船事業」に変更しております。前連結会計年度の「不定期専用船事業」及び「フェリー・内航事業」の数値を当連結会計年度の表示に合わせて組替再表示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントのセグメント利益及び損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー・ 内航RORO船 事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	845,356	719,108	43,154	96,606	1,704,226	7,996	1,712,222	—	1,712,222
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	250	2,025	188	30,372	32,837	5,312	38,150	△38,150	—
計	845,607	721,134	43,342	126,978	1,737,064	13,308	1,750,372	△38,150	1,712,222
セグメント利益 又は損失（△）	54,899	△29,831	4,382	10,171	39,621	3,549	43,171	△6,903	36,267
セグメント資産	1,531,278	397,080	39,401	416,454	2,384,215	162,724	2,546,939	△327,352	2,219,587
その他の項目									
減価償却費	62,228	16,907	1,906	10,090	91,132	272	91,405	1,366	92,771
のれんの償却額	11	63	—	132	207	0	207	—	207
受取利息	2,761	664	20	73	3,521	1,785	5,306	△1,227	4,078
支払利息	12,934	2,021	143	1,737	16,836	1,034	17,871	△3,294	14,576
持分法投資利益 又は損失（△）	7,812	706	452	255	9,226	△48	9,178	—	9,178
構造改革費用	117,411	61,879	—	—	179,290	—	179,290	—	179,290
持分法適用会社 への投資額	91,286	14,131	2,093	2,083	109,594	1,896	111,490	—	111,490
有形固定資産 及び無形固定資 産の増加額	88,253	15,525	4,727	5,177	113,684	123	113,808	1,903	115,712

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2.

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△6,903百万円には、セグメントに配分していない全社損益△12,610百万円、管理会計調整額6,949百万円及びセグメント間取引消去△1,242百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△327,352百万円には、全社的な資産18,087百万円及びセグメント間取引消去△345,439百万円が含まれております。
- (3) 減価償却費の調整額1,366百万円には、主に全社資産に係る減価償却費1,375百万円及びセグメント間取引消去△9百万円が含まれております。
- (4) 受取利息の調整額△1,227百万円には、全社的な受取利息1,795百万円及びセグメント間取引消去△3,023百万円が含まれております。
- (5) 支払利息の調整額△3,294百万円には、全社的な支払利息3,039百万円、管理会計調整額△3,309百万円及びセグメント間取引消去△3,025百万円が含まれております。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,903百万円は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得額であります。

3. 経営者が経営の意思決定上、負債を各セグメントに配分していないことから、負債に関するセグメント情報は開示しておりません。

4. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー・ 内航RORO船 事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	744,287	620,714	42,036	90,025	1,497,062	7,310	1,504,373	—	1,504,373
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	167	1,816	107	27,518	29,610	5,916	35,527	△35,527	—
計	744,455	622,531	42,143	117,543	1,526,673	13,227	1,539,901	△35,527	1,504,373
セグメント利益 又は損失(△)	39,051	△32,864	4,506	12,337	23,030	1,810	24,840	585	25,426
セグメント資産	1,441,137	388,029	54,418	415,399	2,298,984	359,526	2,658,510	△440,981	2,217,528
その他の項目									
減価償却費	62,246	12,130	1,905	9,395	85,678	319	85,997	1,192	87,190
のれんの償却額	21	0	—	164	185	0	186	—	186
受取利息	4,171	895	14	43	5,124	2,118	7,242	△1,324	5,918
支払利息	15,909	1,728	124	1,436	19,198	1,081	20,280	△1,243	19,037
持分法投資利益 又は損失(△)	5,791	△4	360	226	6,373	△829	5,543	—	5,543
持分法適用会社 への投資額	94,527	12,635	2,448	2,139	111,750	1,049	112,799	—	112,799
有形固定資産 及び無形固定資 産の増加額	87,182	28,307	20,229	4,937	140,657	180	140,838	955	141,793

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2.

- (1) セグメント利益又は損失の調整額585百万円には、セグメントに配分していない全社損益△4,578百万円、管理会計調整額6,312百万円及びセグメント間取引消去△1,148百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△440,981百万円には、全社的な資産14,715百万円及びセグメント間取引消去△455,696百万円が含まれております。
- (3) 減価償却費の調整額1,192百万円には、主に全社資産に係る減価償却費1,192百万円が含まれております。
- (4) 受取利息の調整額△1,324百万円には、全社的な受取利息2,522百万円及びセグメント間取引消去△3,846百万円が含まれております。
- (5) 支払利息の調整額△1,243百万円には、全社的な支払利息5,604百万円、管理会計調整額△2,999百万円及びセグメント間取引消去△3,848百万円が含まれております。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額955百万円は、全社資産に係る有形固定資産及び無形固定資産の取得額であります。

3. 経営者が経営の意思決定上、負債を各セグメントに配分していないことから、負債に関するセグメント情報は開示しておりません。

4. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループの事業の中心である海運業においては、役務提供の地域と顧客所在地とが必ずしも合致しないことから、売上高は計上会社の所在地を基礎として地域に分類しております。

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,432,968	28,184	35,758	214,874	435	1,712,222

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,082,305	41,747	3,454	214,262	34,661	1,376,431

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループの事業の中心である海運業においては、役務提供の地域と顧客所在地とが必ずしも合致しないことから、売上高は計上会社の所在地を基礎として地域に分類しております。

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,264,121	27,570	32,195	180,063	422	1,504,373

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,020,253	43,966	2,975	220,888	35,581	1,323,665

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー・ 内航RORO船 事業	関連事業	計			
減損損失	33,858	56,449	—	—	90,308	—	—	90,308

（注）上記金額は、特別損失の「構造改革費用」として計上しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー・ 内航RORO船 事業	関連事業	計			
減損損失	1,266	21,007	—	—	22,273	—	—	22,273

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー・ 内航RORO船 事業	関連事業	計			
のれんの当期末残高	88	14	—	2,317	2,420	0	—	2,420

（注）のれんの償却額については、セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー・ 内航RORO船 事業	関連事業	計			
のれんの当期末残高	66	0	—	2,073	2,140	—	—	2,140

（注）のれんの償却額については、セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	T. E. N. GHANA MV25 B. V.	NETHER LANDS	EUR 100,000	不定期専用 船事業	(所有) 直接 20.00	役員の兼任 債務保証	債務保証	26,123	-	-
関連会社	CARIOCA MV27 B. V.	NETHER LANDS	EUR 100,000	不定期専用 船事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任 債務保証	債務保証	25,456	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
債務保証等については、保証形態等を勘案して決定しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	TARTARUGA MV29 B. V.	NETHER LANDS	US\$ 110,000	不定期専用 船事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任 債務保証	債務保証	29,235	-	-
関連会社	T. E. N. GHANA MV25 B. V.	NETHER LANDS	EUR 100,000	不定期専用 船事業	(所有) 直接 20.00	役員の兼任 債務保証	債務保証	28,741	-	-
関連会社	CARIOCA MV27 B. V.	NETHER LANDS	EUR 100,000	不定期専用 船事業	(所有) 直接 20.60	役員の兼任 債務保証	債務保証	28,706	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
債務保証等については、保証形態等を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	452.28	478.23
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△142.50	4.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	4.06

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△)		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 又は親会社株主に帰属する当期純損失金 額 (△) (百万円)	△170,447	5,257
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額又は親会社株主に帰属す る当期純損失金額 (△) (百万円)	△170,447	5,257
期中平均株式数 (千株)	1,196,086	1,196,046
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	98,543
(うち新株予約権ストックオプション)	(—)	(205)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成18年6月22日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,423千株) 平成19年6月21日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,650千株) 平成20年7月24日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,720千株) 平成21年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,630千株) 平成22年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,700千株) 平成23年7月25日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,710千株) 平成25年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,568千株) 平成26年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,480千株) 平成27年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,550千株)	平成19年6月21日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,640千株) 平成20年7月24日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,710千株) 平成21年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,630千株) 平成22年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,700千株) 平成23年7月25日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,710千株) 平成25年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,568千株) 平成26年8月1日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,460千株) 平成27年7月31日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,550千株)

3. 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成29年3月31日現在)
純資産の部の合計額(百万円)	646,924	683,621
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	105,973	111,638
(うち新株予約権(百万円))	(2,681)	(2,447)
(うち非支配株主持分(百万円))	(103,292)	(109,190)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額(百万円)	540,951	571,983
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数(千株)	1,196,063	1,196,054

(重要な後発事象)

(株式併合及び単元株式数の変更)

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、平成29年10月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

当該変更併せて、単元株式数の変更後も、株主様の権利への影響を最小限とすることを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	普通株式	1,206,286,115株
株式併合により減少する株式数(注)	普通株式	1,085,657,504株
株式併合後の発行済株式総数(注)	普通株式	120,628,611株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額	4,782円25銭
(2) 1株当たり当期純利益	43円95銭

(セグメント区分の変更)

当社グループは、船隊ポートフォリオの最適化と経営資源の効率化を図るとともに、「One MOL」としての部門横断での営業推進体制を構築し、今まで以上にお客様のニーズに最適な輸送サービスを提案、提供するため、平成29年4月1日付で組織再編を行いました。

これにより、従来、「不定期専用船事業」、「コンテナ船事業」、「フェリー・内航RORO船事業」及び「関連事業」としておりました事業領域を、翌連結会計年度から「ドライバルク船事業」、「エネルギー輸送事業」、「製品輸送事業」及び「関連事業」に変更することと致しました。「製品輸送事業」はさらに「コンテナ船事業」、「自動車船・フェリー・内航RORO船事業」を報告セグメントとして識別しております。

なお、変更後のセグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報は以下のとおりです。

当連結会計年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額
	ドライバルク 船事業	エネルギー 輸送事業	製品輸送事業		関連事業	計				
			コンテナ船 事業	自動車船・ フェリー・ 内航RORO船 事業						
売上高										
外部顧客への売上高	267,864	267,808	620,714	250,650	90,025	1,497,062	7,310	1,504,373	—	1,504,373
セグメント間の内部 売上高又は振替高	14	430	1,816	193	27,518	29,974	5,916	35,890	△35,890	—
計	267,879	268,239	622,531	250,844	117,543	1,527,037	13,227	1,540,264	△35,890	1,504,373
セグメント利益 又は損失(△)	11,977	26,702	△32,864	4,878	12,337	23,030	1,810	24,840	585	25,426

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額585百万円には、セグメントに配分していない全社損益△4,578百万円、管理会計調整額6,312百万円及びセグメント間取引消去△1,148百万円が含まれております。

3. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第12回普通社債	平成 21. 5. 27	18,500	18,500	1.999	なし	31. 5. 27
当社	第13回普通社債	平成 21. 12. 17	20,000 [20,000]	—	—	—	—
当社	第14回普通社債	平成 23. 6. 21	10,000 [10,000]	—	—	—	—
当社	第15回普通社債	平成 23. 6. 21	17,800	17,800	1.361	なし	33. 6. 21
当社	第17回普通社債	平成 24. 7. 12	20,000	20,000 [20,000]	0.461	なし	29. 7. 12
当社	第18回普通社債	平成 24. 7. 12	8,700	8,700	1.139	なし	34. 7. 12
当社	第19回普通社債	平成 26. 6. 19	29,500	29,500	0.970	なし	36. 6. 19
当社	2018年満期ユーロ米ドル 建取得条項付転換社債型 新株予約権付社債(注)3	平成 26. 4. 24	33,804	33,657	—	なし	30. 4. 24
当社	2020年満期ユーロ米ドル 建取得条項付転換社債型 新株予約権付社債(注)3	平成 26. 4. 24	22,536	22,438	—	なし	32. 4. 24
* 1	子会社普通社債(注)2	平成 21~28年	85,000 [15,000]	80,000	* 2	なし	平成 31~43年
合計	—	—	265,840 [45,000]	230,595 [20,000]	—	—	—

(注) 1. 当期首・当期末残高の欄 [] 内は1年以内に償還されるものであるため、連結貸借対照表においては、流動負債の短期社債として計上しております。

2. * 1 : 国内子会社ダイビル㈱の発行しているものを集約しております。

* 2 : 子会社普通社債の利率は以下のとおりであります。

固定金利 : 0.803%~1.673%

3. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載については以下のとおりであります。

銘柄	2018年満期ユーロ米ドル建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債	2020年満期ユーロ米ドル建 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式	普通株式
新株予約権の発行価額	無償	無償
株式の発行価格 (米ドル)	5.31	4.78
発行価額の総額 (千米ドル)	300,000	200,000
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額 (百万円)	—	—
新株予約権の付与割合 (%)	100	100
新株予約権の行使期間	自 平成26年5月8日 至 平成30年4月10日	自 平成26年5月8日 至 平成32年4月9日

なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

4. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
20,000	33,657	28,500	37,438	17,800

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,275	39,163	0.88	—
1年以内に返済予定の長期借入金	77,701	93,991	1.22	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,099	2,115	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	648,116	738,163	1.73	平成30～88年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	20,947	18,371	—	平成30～44年
合計	779,140	891,805	—	—

- (注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び借入金等残高は、期末のものを使用しております。
 2. リース債務(1年以内)は、連結貸借対照表では流動負債の「その他流動負債」に含まれております。
 3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 4. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	112,065	69,228	90,334	80,418
リース債務	2,071	1,536	1,449	1,449

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

① 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	360,079	713,560	1,081,440	1,504,373
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	5,160	29,653	35,292	23,303
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	1,401	16,058	19,026	5,257
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	1.17	13.43	15.91	4.40

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	1.17	12.25	2.48	△11.51

② 訴訟

当社は、平成26年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しております。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

③ その他

当社グループは、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社グループに対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社グループの業績に与える影響は不明です。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
海運業収益		
運賃		
貨物運賃	917,953	786,616
運賃合計	917,953	786,616
貸船料	244,658	229,934
その他海運業収益	36,795	34,700
海運業収益合計	1,199,407	1,051,251
海運業費用		
運航費		
貨物費	256,388	231,957
燃料費	173,013	131,789
港費	92,919	89,670
その他運航費	5,245	3,833
運航費合計	527,566	457,251
船費		
船員費	4,054	3,954
船員退職給付費用	△142	772
賞与引当金繰入額	373	365
船舶減価償却費	8,974	9,724
その他船費	189	156
船費合計	13,449	14,973
借船料	※1 501,015	※1 453,985
その他海運業費用	139,305	118,453
海運業費用合計	※1 1,181,337	※1 1,044,663
海運業利益	18,069	6,587
その他事業収益		
不動産賃貸業収益	1,111	949
その他事業収益合計	1,111	949
その他事業費用		
不動産賃貸業費用	814	668
その他事業費用合計	※1 814	※1 668
その他事業利益	296	280
営業総利益	18,366	6,868
一般管理費	※1, ※2 32,621	※1, ※2 34,319
営業損失(△)	△14,255	△27,450
営業外収益		
受取利息	※1 4,953	※1 6,323
受取配当金	※1 16,922	※1 38,078
為替差益	-	2,989
コンテナ売却益	3,905	-
その他営業外収益	1,224	1,433
営業外収益合計	27,006	48,825

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業外費用		
支払利息	※1 1,927	※1 4,641
社債利息	1,391	1,253
貸倒引当金繰入額	311	-
為替差損	2,451	-
コンテナ廃棄関連費用	169	1,074
その他営業外費用	808	1,285
営業外費用合計	7,060	8,254
経常利益	5,691	13,119
特別利益		
固定資産売却益	※3 2,608	※3 26
投資有価証券売却益	12,839	1,484
関係会社株式売却益	456	6
関係会社清算益	721	30
貸倒引当金戻入額	17	31
備船解約金	405	41
関係会社整理損失引当金戻入額	-	4,176
その他特別利益	2,480	570
特別利益合計	19,528	6,368
特別損失		
固定資産売却損	※4 423	※4 0
固定資産除却損	※5 43	※5 700
関係会社株式評価損	※6 38,062	※6 12,751
債務保証損失引当金繰入額	-	3,073
貸倒引当金繰入額	-	2,467
減損損失	-	5,280
構造改革費用	※7 177,645	-
その他特別損失	3,173	1,499
特別損失合計	219,348	25,774
税引前当期純損失(△)	△194,128	△6,285
法人税、住民税及び事業税	※8 △79	※8 3,798
法人税等調整額	△300	△134
法人税等合計	△379	3,664
当期純損失(△)	△193,748	△9,950

②【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					特別償却準備金	海外投資等損失準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	635	23	978	289,630
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）			-					
剰余金の配当			-					
実効税率変更による租税特別措置法上の諸準備金等の調整			-		1	0	13	
当期純損失（△）			-					
特別償却準備金の取崩			-		△460			
海外投資等損失準備金の取崩			-			△9		
圧縮記帳積立金の取崩			-				△25	
別途積立金の積立			-					5,000
自己株式の取得			-					
自己株式の処分			-					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-					
当期変動額合計	-	-	-	-	△458	△9	△12	5,000
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	177	14	966	294,630

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	26,243	326,038	△6,872	428,937	40,315	△4,497	35,818	2,553	467,309
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）		-	7	7				△7	-
剰余金の配当	△8,970	△8,970		△8,970				-	△8,970
実効税率変更による租税特別措置法上の諸準備金等の調整	△15	-		-				-	-
当期純損失（△）	△193,748	△193,748		△193,748				-	△193,748
特別償却準備金の取崩	460	-		-				-	-
海外投資等損失準備金の取崩	9	-		-				-	-
圧縮記帳積立金の取崩	25	-		-				-	-
別途積立金の積立	△5,000	-		-				-	-
自己株式の取得		-	△47	△47				-	△47
自己株式の処分	△27	△27	63	35				-	35
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-		-	△21,840	1,700	△20,140	134	△20,005
当期変動額合計	△207,266	△202,746	23	△202,723	△21,840	1,700	△20,140	127	△222,736
当期末残高	△181,023	123,291	△6,849	226,214	18,475	△2,797	15,677	2,681	244,572

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					特別償却準備金	海外投資等損失準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金
当期首残高	65,400	44,371	44,371	8,527	177	14	966	294,630
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）			-					
剰余金の配当			-					
当期純損失（△）			-					
特別償却準備金の取崩			-		△172			
海外投資等損失準備金の取崩			-			△14		
圧縮記帳積立金の取崩			-				△21	
別途積立金の取崩			-					△183,000
自己株式の取得			-					
自己株式の処分			-					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			-					
当期変動額合計	-	-	-	-	△172	△14	△21	△183,000
当期末残高	65,400	44,371	44,371	8,527	4	-	944	111,630

	株主資本				評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計							
	繰越利益剰余金								
当期首残高	△181,023	123,291	△6,849	226,214	18,475	△2,797	15,677	2,681	244,572
当期変動額									
新株の発行（新株予約権の行使）		-	4	4			-	△322	△318
剰余金の配当	△4,186	△4,186		△4,186			-		△4,186
当期純損失（△）	△9,950	△9,950		△9,950			-		△9,950
特別償却準備金の取崩	172	-		-			-		-
海外投資等損失準備金の取崩	14	-		-			-		-
圧縮記帳積立金の取崩	21	-		-			-		-
別途積立金の取崩	183,000	-		-			-		-
自己株式の取得		-	△23	△23			-		△23
自己株式の処分	△23	△23	45	22			-		22
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-		-	6,005	158	6,163	88	6,251
当期変動額合計	169,048	△14,159	27	△14,132	6,005	158	6,163	△233	△8,202
当期末残高	△11,975	109,131	△6,822	212,081	24,480	△2,639	21,840	2,447	236,370

③【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	81,798	115,443
海運業未収金	※2 74,648	※2 85,133
その他事業未収金	※2 31	※2 33
短期貸付金	134	93
関係会社短期貸付金	※4 31,752	※4 34,152
立替金	※2 4,115	※2 4,910
有価証券	20,000	12,800
貯蔵品	16,985	27,241
繰延及び前払費用	※2 36,859	※2 44,838
代理店債権	※2 11,086	※2 15,074
その他流動資産	※2 16,272	※2 15,880
貸倒引当金	△585	△326
流動資産合計	293,099	355,273
固定資産		
有形固定資産		
船舶	252,835	253,281
減価償却累計額	△166,348	△176,073
船舶（純額）	※1 86,486	※1 77,207
建物	29,257	29,640
減価償却累計額	△18,750	△19,320
建物（純額）	10,506	10,320
構築物	2,541	2,553
減価償却累計額	△2,376	△2,396
構築物（純額）	164	157
機械及び装置	768	992
減価償却累計額	△593	△628
機械及び装置（純額）	174	363
車両及び運搬具	943	736
減価償却累計額	△900	△718
車両及び運搬具（純額）	42	18
器具及び備品	3,192	3,287
減価償却累計額	△2,668	△2,191
器具及び備品（純額）	523	1,095
土地	16,694	16,694
建設仮勘定	10,216	20,650
その他有形固定資産	3,665	4,394
減価償却累計額	△1,949	△2,232
その他有形固定資産（純額）	1,716	2,161
有形固定資産合計	126,525	128,668
無形固定資産		
借地権	2	2
ソフトウェア	7,137	5,633
その他無形固定資産	6,087	6,545
無形固定資産合計	13,227	12,182

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 69,585	※1 78,250
関係会社株式	※1 209,547	※1 222,807
出資金	54	144
関係会社出資金	2,100	2,100
長期貸付金	600	2,553
従業員に対する長期貸付金	37	46
関係会社長期貸付金	149,693	160,481
破産更生債権等	757	907
長期前払費用	12,621	12,087
差入保証金	※2 7,376	※2 6,590
長期リース債権	80,452	82,959
その他投資等	※2 4,305	※2 3,097
貸倒引当金	△10,415	△12,399
投資その他の資産合計	526,718	559,627
固定資産合計	666,471	700,478
資産合計	959,570	1,055,752
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	※2 91,315	※2 102,081
その他事業未払金	※2 17	※2 4
短期社債	30,000	20,000
短期借入金	※1, ※2 157,830	※1, ※2 141,909
未払金	※2 1,398	※2 11,336
未払費用	※2 1,528	※2 2,335
前受金	※2 17,993	※2 25,346
預り金	※2 1,889	※2 2,609
代理店債務	※2 1,940	※2 2,725
リース債務	—	384
賞与引当金	1,784	1,775
役員賞与引当金	—	18
事業整理損失引当金	—	2,753
関係会社整理損失引当金	77,744	—
契約損失引当金	4,223	1,145
その他流動負債	※2 366	※2 3,284
流動負債合計	388,033	317,710
固定負債		
社債	150,840	130,595
長期借入金	※1 142,702	※1 314,992
長期末払金	2,617	23,988
リース債務	—	220
退職給付引当金	8	8
債務保証損失引当金	6,107	7,754
契約損失引当金	—	226
繰延税金負債	10,491	12,809
その他固定負債	※2 14,197	※2 11,075
固定負債合計	326,964	501,671
負債合計	714,997	819,382

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金		
資本準備金	44,371	44,371
資本剰余金合計	44,371	44,371
利益剰余金		
利益準備金	8,527	8,527
その他利益剰余金		
特別償却準備金	177	4
海外投資等損失準備金	14	—
圧縮記帳積立金	966	944
別途積立金	294,630	111,630
繰越利益剰余金	△181,023	△11,975
利益剰余金合計	123,291	109,131
自己株式	△6,849	△6,822
株主資本合計	226,214	212,081
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,475	24,480
繰延ヘッジ損益	△2,797	△2,639
評価・換算差額等合計	15,677	21,840
新株予約権	2,681	2,447
純資産合計	244,572	236,370
負債純資産合計	959,570	1,055,752

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

(2) 満期保有目的の債券

償却原価法

(3) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(4) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

燃料油については移動平均法による原価法であり、その他船用品については個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

船舶：定額法

建物：定額法

その他有形固定資産：主として定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を行っております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法であります。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に備えて、役員賞与支給額を計上しております。

(4) 事業整理損失引当金

事業の整理等に伴う損失に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

(5) 契約損失引当金

契約に関する意思決定等に伴い、将来の損失発生の可能性が高まった契約について、損失見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

(7) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。

その他：航海完了基準を採用しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

(2) 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
金利キャップ	借入金利息
燃料油スワップ	船舶燃料
運賃先物	運賃

(3) ヘッジ方針

社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 支払利息に係る会計処理について

支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(2) 退職給付に係る会計処理について

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更に伴う当事業年度の営業損失、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他営業外費用」に含めて表示しておりました「コンテナ廃棄関連費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他営業外費用」に表示していた977百万円は、「コンテナ廃棄関連費用」169百万円、「その他営業外費用」808百万円として組み替えております。

(貸借対照表)

前事業年度において、「固定負債」の「その他固定負債」に含めて表示しておりました「長期未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「固定負債」の「その他固定負債」に表示していた16,814百万円は、「長期未払金」2,617百万円、「その他固定負債」14,197百万円として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(定期コンテナ船事業統合に関する契約締結について)

当社は、平成28年10月31日開催の取締役会における決議に基づき、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社と関係当局の許認可等を前提として、新たに定期コンテナ船事業(海外ターミナル事業含む)統合を目的とした合弁会社を設立し、定期コンテナ船事業を統合すること、(以下「本統合」)について事業統合契約及び株主間契約を締結致しました。概要は以下の通りであります。

(1) 本統合の概要

定期コンテナ船事業は成長産業であるものの、ここ数年は貨物需要の成長が鈍化する一方で、新造船竣工による船腹供給が増加し、需給バランスが大幅に悪化しました。その結果、市況の低迷が続く、収益の安定的確保が困難な状況となっております。これを受けて、昨年来、業界内では買収、合併など、運航規模拡大により競争力を高める動きが顕在化し、業界の構造自体が大きく変わろうとしています。このような事業環境下、当社は定期コンテナ船事業を安定的かつ持続的に運営するために、同事業の統合を行うことを決定致しました。

(2) 合弁会社の概要(予定)

①出資比率	当社	31%
	川崎汽船	31%
	日本郵船	38%
②出資額	約3,000億円(船舶、ターミナル株式の現物出資等を含む)	
③事業内容	定期コンテナ船事業(海外ターミナル含む)	
④船隊規模	約140万TEU(*)	
	注)平成28年10月時点での3社船隊規模合計(発注残を除く)	
	(*TEU: Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算)	

(3) 本統合の日程

①契約締結日	平成28年10月31日
②合弁会社設立日	平成29年7月1日(予定)
③サービス開始日	平成30年4月1日(予定)

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引により発生した収益、費用の項目は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
(1) 海運業費用、その他事業費用及び一般 管理費の合計額	346,529百万円	325,769百万円
うち借船料	245,456	210,016
(2) 受取配当金	14,290	36,254
(3) 受取利息	4,923	4,977
(4) 支払利息	68	1,017

※2 主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
減価償却費	429百万円	455百万円
賞与引当金繰入額	1,410	1,410
退職給付費用	△327	1,290
従業員給与	6,912	7,224
システム関係費	10,164	8,991
業務委託料	2,210	2,434
福利厚生費	2,485	2,413
旅費交通費	1,715	1,541
地代家賃	1,281	1,340

※3 固定資産売却益

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
船舶ほか売却益	2,608百万円	車両運搬具ほか売却益	26百万円
計	2,608	計	26

※4 固定資産売却損

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
船舶ほか売却損	423百万円	器具備品ほか売却損	0百万円
計	423	計	0

※5 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
器具備品ほか除却損	43百万円	ソフトウェアほか除却損	700百万円
計	43	計	700

※6 関係会社株式評価損

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
第一中央汽船(株)	32,888百万円	MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A.	8,043百万円
ATLAS SHIPPING NAVIGATION S. A.	4,145	CAMELLIA CONTAINER CARRIER S. A.	2,352
POLAR EXPRESS S. A.	690	CANOPUS MARITIME INC.	1,041
その他	338	MOON HALO NAVIGATION S. A.	560
		GALAXY SHIPPING NAVIGATION S. A.	386
		BUFFALO TANKERS S. A.	366
計	38,062	計	12,751

※7 構造改革費用

ドライバルク船及びコンテナ船の構造改革実施に伴う関係会社整理損失引当金繰入額及び関係会社株式評価損等を一括して構造改革費用に計上しております。その主な内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
関係会社整理損失引当金繰入額	77,744百万円		
関係会社株式評価損(注)	69,074		
傭船解約損	9,458		
貸倒引当金繰入額	7,919		
債務保証損失引当金繰入額	5,807		
その他	7,641		
計	177,645		

(注) 株式評価損を計上した関係会社は、CANOPUS MARITIME INC. (34,519百万円)、MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (17,780百万円)、CAMELLIA CONTAINER CARRIER S. A. (14,418百万円)、その他(2,355百万円)であります。

※8 租税特別措置法第66条の6ないし9の規定に基づく特定外国子会社等の留保金の益金算入に対する税額が含まれております。

(貸借対照表関係)

※1 担保に供した資産

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)
船舶	33,255百万円	船舶	23,564百万円
投資有価証券	29,411	投資有価証券	30,507
関係会社株式	35,371	関係会社株式	39,858
計	98,039	計	93,930

担保を供した債務

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)
短期借入金	2,399百万円	短期借入金	2,075百万円
長期借入金	13,969	長期借入金	23,486
計	16,368	計	25,562

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 イ) 投資有価証券29,330百万円及び関係会社株式11,143百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、当事業年度末現在対応債務は存在しておりません。 ロ) 関係会社株式24,228百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。 ハ) 投資有価証券81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。	担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 イ) 投資有価証券30,426百万円及び関係会社株式15,429百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、当事業年度末現在対応債務は存在しておりません。 ロ) 関係会社株式24,428百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。 ハ) 投資有価証券81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

※2 区分掲記したもの以外の関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)
海運業未収金	8,316百万円		17,390百万円
代理店債権	6,945		8,679
その他資産	10,129		8,727
海運業未払金	20,706		22,320
短期借入金	127,343		105,503
未払金	4		11
代理店債務	1,271		2,472
その他負債	1,280		1,727

3 保証債務
保証債務等

前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
WHITE BEAR MARITIME LTD. (船舶設備資金借入金他)	51,953百万円 (US\$18,276千)	WHITE BEAR MARITIME LTD. (船舶設備資金借入金他)	53,098百万円 (US\$16,826千)
MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	34,130 (US\$296,556千)	MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	30,104 (US\$266,188千)
T. E. N. GHANA MV25 B. V. (船舶設備資金借入金他)	26,123 (US\$227,451千)	TARTARUGA MV29 B. V. (船舶設備資金借入金他)	29,235 (US\$259,381千)
CANOPUS MARITIME INC. (運転資金借入金他)	25,622 (US\$225,342千)	T. E. N. GHANA MV25 B. V. (船舶設備資金借入金他)	28,741 (US\$252,817千)
CARIOCA MV27 B. V. (船舶設備資金借入金他)	25,456 (US\$206,591千)	CARIOCA MV27 B. V. (船舶設備資金借入金他)	28,706 (US\$240,785千)
CAMELLIA CONTAINER CARRIER S. A. (船舶設備資金借入金他)	20,838 (US\$184,936千)	DOLPHIN NAVIGATION INC. (運転資金借入金)	21,068 (US\$187,614千)
CERNAMBI NORTE MV26 B. V. (船舶設備資金借入金他)	19,987 (US\$160,169千)	MOL BRIDGE FINANCE S. A. (運転資金借入金他)	15,706 (US\$140,000千)
SAMBA OFFSHORE S. A. (運転資金借入金他)	16,413 (US\$145,662千)	SAMBA OFFSHORE S. A. (運転資金借入金他)	15,338 (US\$136,717千)
MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	16,187	MOG-IX LNG SHIPHOLDING S. A. (船舶設備資金借入金他)	14,276
CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	15,625 (US\$132,162千)	CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	14,074 (US\$124,485千)
TARTARUGA MV29 B. V. (船舶設備資金借入金他)	14,282 (US\$123,961千)	NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	12,777 (US\$112,160千)
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	14,207 (US\$119,077千)	TRAPAC JACKSONVILLE, LLC (運転 資金借入金他)	11,233 (US\$100,126千)
EUROMOL B. V. (運転資金借入金他)	13,135 (US\$60,000千)	MOL CAPE(SINGAPORE)PTE. LTD. (船舶設備資金借入金他)	10,801 (US\$96,280千)
AURORA CAR MARITIME TRANSPORT S. A. (船舶設備資金借入金他)	13,117 (US\$116,152千)	CAMELLIA CONTAINER CARRIER S. A. (船舶設備資金借入金他)	10,716 (US\$95,522千)
MOL CAPE(SINGAPORE)PTE. LTD. (船舶設備資金借入金他)	12,081 (US\$107,221千)	EUROMOL B. V. (運転資金借入金他)	10,306 (US\$60,000千)
DOLPHIN NAVIGATION INC. (運転資金借入金)	10,405 (US\$92,167千)	LNG ROSE SHIPPING CORP. (船舶設備資金借入金他)	10,056 (US\$88,630千)
ASTRAEA MARITIME INC. (船舶設備資金借入金他)	10,328 (US\$49千)	AURORA CAR MARITIME TRANSPORT S. A. (船舶設備資金借入金他)	9,930 (US\$88,223千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	10,125 (US\$89,859千)	ASTRAEA MARITIME INC. (船舶設備資金借入金他)	9,718
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LTD. (船舶設備資金借入金他)	9,676 (US\$85,873千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,178 (US\$81,809千)
AEOLUS MARITIME INC. (船舶設備資金借入金他)	9,576	POLAR EXPRESS S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,931 (US\$31,948千)
ELIGIBLE TANKERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	9,378	ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LTD. (船舶設備資金借入金他)	8,633 (US\$76,955千)
MOL BRIDGE FINANCE S. A. (運転資金借入金他)	9,149 (US\$81,200千)	TDC SHIPPING S. A. (運転資金借入金)	8,585 (US\$218千)
TDC SHIPPING S. A. (運転資金借入金)	9,071 (US\$206千)	TAURUS TRANSPORT & MARINE S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,376

前事業年度 (平成28年3月31日)		当事業年度 (平成29年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
TAURUS TRANSPORT & MARINE S. A. (船舶設備資金借入金他)	9,054	EXCEED SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,576
SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,157 (US\$1,865千)	AVIUM SUBSEA AS (船舶設備資金借入金他)	7,217 (US\$64,332千)
EXCEED SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,034 (US\$106千)	EXTOL SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	6,829
EXTOL SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,267 (US\$120千)	SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	6,584 (US\$853千)
POLAR EXPRESS S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,110 (US\$39,017千)	JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	6,306 (US\$56,214千)
JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	7,040 (US\$62,478千)	SUNRISE SHIPPING LTD. S. A. (転貸資金)	6,287 (US\$56,040千)
SUNRISE SHIPPING LTD. S. A. (運転資金借入金他)	6,314 (US\$56,040千)	CANOPUS MARITIME INC. (運転資金借入金他)	5,615 (US\$50,000千)
その他 191件	183,203 (US\$848,799千他)	その他 200件	145,427 (US\$694,376千他)
計 (外貨/内数)	633,057 (US\$3,481,345千他)	計 (外貨/内数)	571,443 (US\$3,378,510千他)
保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高3,481,345千米ドル他の円貨額は 392,277百万円であります。		保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高3,378,510千米ドル他の円貨額は 379,037百万円であります。	

4 貸出コミットメント契約

キャッシュマネジメントシステム(CMS)による関係会社に対する貸出コミットメントは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸付限度額の総額	7,110百万円	8,910百万円
貸付実行残高	409	370
差引額	6,700	8,539

5 その他

① 訴訟

当社は、平成26年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

② その他

当社は、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成28年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	30,385	66,181	35,795
合計	30,385	66,181	35,795

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	135,578
関連会社株式	43,583

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」には含めておりません。

当事業年度 (平成29年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	30,385	70,306	39,920
合計	30,385	70,306	39,920

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	136,795
関連会社株式	55,626

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	48,721百万円	42,808百万円
特定外国子会社留保所得	10,329	28,450
関係会社株式評価損自己否認額	52,378	59,238
賞与引当金	512	510
減損損失	987	2,173
繰延ヘッジ損益	830	-
貸倒引当金	3,136	3,632
債務保証損失引当金	1,740	3,110
事業整理損失引当金	-	784
関係会社整理損失引当金	22,157	-
契約損失引当金	1,203	390
関係会社からの備船契約譲渡 みなし配当	-	8,694
その他	1,855	11,223
	3,013	4,629
繰延税金資産小計	146,866	165,648
評価性引当額	△146,832	△165,592
繰延税金資産合計	33	55
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	-	△55
退職給付信託設定益	△2,713	△2,713
その他有価証券評価差額金	△7,142	△9,543
その他	△669	△552
繰延税金負債合計	△10,525	△12,864
繰延税金負債の純額	△10,491	△12,809

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成29年4月28日開催の取締役会において、平成29年6月27日開催予定の定時株主総会に単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

1. 株式併合の目的

全国証券取引所において、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき売買単位を100株に統一するための取組みが推進されていることを踏まえ、当社は、平成29年10月1日をもって、当社株式の売買単位となる単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

当該変更に伴って、単元株式数の変更後も、株主様の権利への影響を最小限とすることを目的として、当社株式について10株を1株にする併合を行うものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類

普通株式

(2) 併合の割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終株主名簿に記載又は記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

(3) 減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	普通株式	1,206,286,115株
株式併合により減少する株式数(注)	普通株式	1,085,657,504株
株式併合後の発行済株式総数(注)	普通株式	120,628,611株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は「株式併合前の発行済株式総数」に併合比率を乗じて算出した理論値です。

3. 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額	1,955円75銭
(2) 1株当たり当期純損失	83円19銭

④【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】

区分	要目	金額（百万円）
海運業収益	外航	
	運賃	786,616
	貸船料	229,934
	他船取扱手数料	173
	その他	34,527
	計	1,051,251
	内航	
	運賃	-
	貸船料	-
	他船取扱手数料	-
	その他	-
	計	-
	その他	-
	合計	1,051,251
海運業費用	外航	
	運航費	457,251
	船費	14,973
	借船料	453,985
	他社委託手数料	13
	その他	118,439
	計	1,044,663
	内航	
	運航費	-
	船費	-
	借船料	-
	他社委託手数料	-
	その他	-
	計	-
その他	-	
合計	1,044,663	
海運業利益		6,587

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他 有価証 券	三井物産(株)	5,497,500	8,864
		住友商事(株)	4,832,793	7,237
		(株)近鉄エクスプレス	3,599,000	6,053
		ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	2,607,448	4,976
		本田技研工業(株)	1,096,000	3,672
		MS & AD インシュアランスグループホール ディングス(株)	804,805	2,849
		出光興産(株)	699,200	2,705
		マツダ(株)	1,600,200	2,565
		新日鐵住金(株)	709,853	1,820
		三井不動産(株)	711,554	1,689
		日本碍子(株)	664,157	1,673
		名港海運(株)	1,483,895	1,610
		昭和シェル石油(株)	1,380,000	1,555
		三井造船(株)	8,775,000	1,509
		電源開発(株)	562,700	1,465
		J Xホールディングス(株)	2,660,868	1,454
		(株)名村造船所	2,065,700	1,375
		東北電力(株)	900,000	1,357
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	296,775	1,200
		富士フイルムホールディングス(株)	270,300	1,175
		丸紅(株)	1,690,041	1,158
		住友金属鉱山(株)	659,000	1,043
		(株)神戸製鋼所(注)	1,016,480	1,032
		東京瓦斯(株)	1,946,700	986
		東京海上ホールディングス(株)	205,940	967
		乾汽船(株)	957,752	891
		東京汽船(株)	1,101,900	825
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,139,510	797
		横浜ゴム(株)	301,875	657
		その他156銘柄	24,254,405	13,078
合計	74,491,351	78,250		

(注) (株)神戸製鋼所は、平成28年10月1日付で10株を1株の併合比率で株式併合しております。

【その他】

銘柄		投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （百万円）
有価証券	譲渡性預金	—	11,500
	（合同運用指定金銭信託） Regista	—	1,300
	合計	—	12,800

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 （百万円）	当期償却額 （百万円）	差引当期末 残高 （百万円）
有形固定資産							
船舶	252,835	4,347	3,902 (3,883)	253,281	176,073	9,724	77,207
建物	29,257	397	14	29,640	19,320	583	10,320
構築物	2,541	12	—	2,553	2,396	19	157
機械及び装置	768	306	82	992	628	60	363
車両及び運搬具	943	0	207	736	718	23	18
器具及び備品	3,192	748	653	3,287	2,191	161	1,095
土地	16,694	—	—	16,694	—	—	16,694
建設仮勘定	10,216	11,884	1,449	20,650	—	—	20,650
その他有形固定資産	3,665	831	102	4,394	2,232	300	2,161
有形固定資産計	320,114	18,527	6,411	332,230	203,561	10,874	128,668
無形固定資産							
借地権	2	—	—	2	—	—	2
ソフトウェア	15,956	2,998	4,855 (1,397)	14,099	8,466	2,436	5,633
その他無形固定資産	6,979	1,092	—	8,072	1,526	633	6,545
無形固定資産計	22,939	4,091	4,855	22,175	9,992	3,069	12,182
長期前払費用	12,760	1,733	2,093	12,400	312	198	12,087

- (注) 1. 「船舶」の当期増加額は既存船への資本的支出(1,090百万円)並びに新規取得(3,257百万円)によるものです。
2. 「建設仮勘定」の当期増加額は主に新造船建造(11,697百万円)によるものです。
3. 「船舶」及び「ソフトウェア」の当期減少額の()は内数で、減損損失計上額です。
4. 「長期前払費用」は1年を超える前払年金費用等です。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	11,000	2,492	-	767	12,726
賞与引当金	1,784	1,775	1,784	-	1,775
役員賞与引当金	-	18	-	-	18
事業整理損失引当金	-	2,753	-	-	2,753
関係会社整理損失引当金	77,744	-	70,814	6,929	-
契約損失引当金	4,223	685	3,380	157	1,371
債務保証損失引当金	6,107	3,073	1,345	81	7,754

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、当期の戻入れによるものです。

2. 関係会社整理損失引当金の「当期減少額（その他）」のうち、2,753百万円は事業整理損失引当金への振替、4,176百万円は当期の戻入れによるものです。

3. 契約損失引当金の「当期減少額（その他）」は、当期の戻入れによるものです。

4. 債務保証損失引当金の「当期減少額（その他）」は、当期の戻入れによるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 訴訟

当社は、平成26年1月10日に三菱重工業株式会社に対し、同社の建造した船舶による海難事故に伴って、当社の被った損害の賠償を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。これに対し、同社は当社に同型船の船体強度の強化工事の対価支払いを求めて反訴を提起し、現在係争中であります。

当社は、同社による反訴請求は不当であると認識しており、本訴である損害賠償請求とあわせて、当社の正当性を主張していく考えであります。

② その他

当社は、完成自動車車両の海上輸送に関して各国競争法違反の疑いがあるとして、米国、欧州その他海外の当局による調査の対象になっております。また、本件に関連して、当社に対し損害賠償及び対象行為の差止め等を求める集団訴訟が米国等において提起されています。これらの調査・訴訟による金銭的な影響は現時点で合理的に予測することが困難であるため、当社の業績に与える影響は不明です。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料実費相当額とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。 但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に記載する。 電子公告掲載ウェブサイトアドレス http://www.mol.co.jp
株主に対する特典	該当する事項はありません。

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受けられる権利並びに単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。
2. 平成29年6月27日開催の定時株主総会において、単元株式数変更の効力発生日（平成29年10月1日）をもって、単元株式数が1,000株から100株に変更する旨を決議しております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(平成27年度)(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月21日関東財務局長に提出
- (2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書
平成28年7月22日関東財務局長に提出
平成28年6月21日に提出した有価証券報告書の訂正報告書であります。
- (3) 内部統制報告書及びその添付書類
平成28年6月21日関東財務局長に提出
- (4) 四半期報告書及び確認書
平成28年度第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日) 平成28年8月12日関東財務局長に提出
平成28年度第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月14日関東財務局長に提出
平成28年度第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日) 平成29年2月14日関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書
平成28年7月29日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく新株予約権の発行を決議したことに係る臨時報告書であります。
平成28年8月31日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したことに係る臨時報告書であります。
平成29年4月3日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したことに係る臨時報告書であります。
平成29年4月3日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく当社の代表取締役の異動に関する臨時報告書であります。
- (6) 臨時報告書の訂正報告書
平成28年8月15日関東財務局長に提出
平成28年7月29日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。
- (7) 有価証券届出書及びその添付書類
平成28年7月29日関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の訂正届出書
平成28年8月12日及び8月15日関東財務局長に提出
平成28年7月29日に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。
- (9) 訂正発行登録書
平成28年6月21日、6月24日、7月22日、7月29日、8月12日、8月15日、8月31日、11月14日、平成29年2月14日及び4月3日関東財務局長に提出
- (10) 発行登録書及びその添付書類
平成29年3月22日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月27日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薊 和彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 興直 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 商船三井の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社との間で、関係当局の許認可等を前提として定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）統合を目的とした合弁会社を設立し、3社の定期コンテナ船事業を統合することについて事業統合契約及び株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社 商船三井の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社 商船三井が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月27日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 薊 和彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 與直 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社 商船三井の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 商船三井の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、川崎汽船株式会社及び日本郵船株式会社との間で、関係当局の許認可等を前提として定期コンテナ船事業（海外ターミナル事業含む）統合を目的とした合弁会社を設立し、3社の定期コンテナ船事業を統合することについて事業統合契約及び株主間契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
XBRLデータは監査の対象には含まれていません。